

履修要項別冊
教職課程
ガイドブック

文学部

大学院文学研究科

実践真宗学研究科

Ryukoku University



Course
Guide

入学生用
2026

2026 年度入学生用教職課程ガイドブック

【文学部】【大学院文学研究科・実践真宗学研究科】

目次

教職課程の概要	3
1. 教職課程履修のための手続き	4
2. 文学部・文学研究科・実践真宗学研究科において取得できる教育職員免許状の種類	4
3. 教育職員免許状の授与を受けるための基礎資格と法律上の最低修得単位数	5
履修要項	
I. 文学部生のカリキュラム	6
1. 本学で教員免許状を取得するには（中・高一種免許状）	7
2. 教育実習先修要件について	7
3. 教職課程の履修にあたっての注意事項	8
4. 本学指定の必修科目（人権論）	8
5. 「教育職員免許法施行規則」第66条の6に定める科目の履修方法	9
6. 教職に関する科目の履修方法	10
7. 教科に関する科目の履修方法	
中学校一種 社会	12
高等学校一種 地理歴史	14
高等学校一種 公民	16
中学校一種／高等学校一種 宗教	17
中学校一種／高等学校一種 国語	18
中学校一種／高等学校一種 英語	20
II. 編・転入学生対象	21
III. 大学院生のカリキュラム	22
(参考①) 龍谷大学大学院文学研究科学生の学部科目履修に関する内規	26
(参考②) 龍谷大学大学院実践真宗学研究科学生の学部科目履修に関する内規	28
IV. 教育実習の履修について	30
V. 介護等体験の履修について	33
VI. 教職実践演習の履修について	35
VII. 学校現場へのボランティア活動について	35
VIII. 教育職員免許状の申請について	37
IX. 「小学校教諭免許状取得支援制度」について	37
X. 各種教諭免許状取得支援制度について	37
XI. 学校図書館司書教諭課程	38
XII. 教員免許状取得までの流れ	40
XIII. 【教職課程】科目ナンバリング	41

『教職課程ガイドブック』は、履修要項と同様に卒業まで使用します。大切に保管し、活用してください。

新入生以外には改めて『教職課程ガイドブック』の配付はいたしません。

また、年度ごとに発生する変更、『教職課程ガイドブック』配付後に発生した変更等については、ポータルサイト等を通じてお伝えします。

教職課程に関する質問について

(1) よくあるご質問

教職課程に関するよくある質問について、教職センターのホームページにまとめていますので参考にしてください。この内容については、随時更新していきます。

教職センター「よくあるご質問 <在学生向け>」

【URL】 <https://www.ryukoku.ac.jp/faculty/kyoshoku/faq.html>



(2) 教員採用実績、教員免許取得者数

龍谷大学卒業生(既卒者含む)の教員採用試験による名簿登載者数の調査結果(私立学校は除く)および教員免許取得者数(学部別実人数)については、それぞれ以下のページに掲載しています。

① 教員採用実績

【URL】 <https://www.ryukoku.ac.jp/faculty/kyoshoku/results/number.html>



② 教員免許取得者数

【URL】 <https://www.ryukoku.ac.jp/faculty/kyoshoku/results/results.html>



教職課程の概要

龍谷大学の教職課程は、教員を目指す学生のために設置されたものであり、これまで多くの優秀な教員を教育界に送り出してきたという誇るべき実績を持っています。

教育改革が叫ばれる今日、教員の資質能力向上が特に大きな課題となっています。そのため本学では、教科等に関する確かな専門的知識を身につけ、その上に、広く豊かな教養、人間の成長・発達についての深い理解、生徒に対する教育的愛情、教育者としての使命感等を持ち、これらを基盤とした実践的指導力を養成することを目的として教職課程を編成しています。

教員は常に生徒と向き合い、実践的に対応しなければなりません。単なる批判者ではなく、何事にも自主的・主体的・集団的な取組ができる力を身につける必要があります。また、積極的・意欲的に教職を目指すとともに、社会的な常識も身につけるよう心がけてください。4年間の教職課程の中で教育実習は大きな意味をもちます。教育実習は学校現場で行うので、社会的な責任を負うことにもなります。みなさんが十分に研鑽を積み、実り豊かな教育実習を行い、また、教員採用試験を突破して教壇に立って欲しいと願っています。

なお、本学の教職課程は、法定最低限度以上の講義を開設しています。また、免許法関係の変更も多く、免許取得の道が複雑にもなってきていますので、このガイドブックをよく読み、理解することが大切です。

教職課程に関する質問や進路の相談等は、各学舎の教職センターまたは Campus HUB で行ってください。

1. 教職課程履修のための手続き

- (1) 2年次前期から教職課程の履修を開始する場合には、1年次に次の手続きが必要です。
- ①1年次に行われる教職課程説明会に出席し、内容説明を受ける。
 - ②1年次の定められた期日までに「教職課程履修登録」を行う。
- なお、2年次後期以降から教職課程の履修を開始する場合も、事前に「教職課程履修登録」が必要です。その場合の詳細については、教職センターに相談してください。
- ※説明会の日程等は、別途ポータルサイト等にてお伝えします。
- (2) 教職課程の履修には、教職課程履修料が必要です。
履修料は総額 30,000 円で、2年次から4年次まで毎年 10,000 円ずつ納入します。
※大学院生及び科目等履修生については、別途ご確認ください。
- (3) 教職課程の履修を取りやめる場合は、手続きが必要です。
途中で教職課程の履修を取りやめる場合には手続きが必要です。また、履修を取りやめた場合、その年度までに納入した教職課程履修料は理由の如何にかかわらず返金されません。

2. 文学部・文学研究科・実践真宗学研究科において取得できる教育職員免許状の種類

教育職員免許法に基づき、本学が認定を受けている免許状の種類は下記のとおりです。本ガイドブックに定める所定の単位を修得することによって、下記の免許状を取得することができます。

■ 文学部 <所属する学科によって取得できる免許教科が限定されます。(注1)>

学科	免許教科	中学校教諭	高等学校教諭
真宗学科、仏教学科	宗教	一種免許状	一種免許状
哲学科	社会	一種免許状	
	地理歴史		一種免許状
	公民		一種免許状
歴史学科	社会	一種免許状	
	地理歴史		一種免許状
日本語日本文学科	国語	一種免許状	一種免許状
英語英米文学科	外国語(英語)	一種免許状	一種免許状

(注1) 各自の時間割の組める範囲において、所属学科以外で認定を受けている免許教科の免許状を取得することも可能です。しかし、所属学科で取得できる免許教科以外の教科については、必ずしも時間割を確保していません。その結果、4年間の在学中に取得できる保証はありません。その上で免許状取得を目指してください。

■ 文学研究科・実践真宗学研究科<所属する専攻によって取得できる免許教科が限定されます。>

専攻	免許教科	中学校教諭	高等学校教諭
真宗学専攻、仏教学専攻、実践真宗学専攻	宗教	専修免許状	専修免許状
哲学専攻	社会	専修免許状	
	公民		専修免許状
教育学専攻	社会	専修免許状	
	地理歴史		専修免許状
	公民		専修免許状
臨床心理学専攻	公民		専修免許状
	社会	専修免許状	
日本史学専攻、東洋史学専攻	地理歴史		専修免許状
	国語	専修免許状	専修免許状
日本語日本文学専攻	国語	専修免許状	専修免許状
英語英米文学専攻	外国語(英語)	専修免許状	専修免許状

3. 教育職員免許状の授与を受けるための基礎資格と法律上の最低修得単位数

『教育職員免許法』に定める法律上の最低修得単位数は、下記のとおりです。そのほかに、『教育職員免許法』第5条および『教育職員免許法施行規則』第66条の6に定める「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位、「情報機器の操作」2単位が必要です。

また、中学校の普通免許状の授与を受けようとする者は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に定める「介護等体験」が必要です。「介護等体験」(2単位)がこれにあたります。

なお、本学の教職課程で免許を取得する為に必要な単位数等については、本学が定める履修基準により、下記の表に記載している科目の区分や単位数とは異なりますので、留意してください。

本学で教員免許状を取得するのに必要な科目等については7ページ以降を参照してください。

免許状の種類		基礎資格	最低修得単位数
中学校教諭	専修	修士の学位を有すること (※大学院に1年以上在学し30単位以上修得した場合を含む)	83
	一種	学士の学位を有すること	59
高等学校教諭	専修	修士の学位を有すること (※大学院に1年以上在学し30単位以上修得した場合を含む)	83
	一種	学士の学位を有すること	59

※但し、大学院で専修免許状を取得する場合は、次の点に注意してください。

「1年以上在学30単位以上修得」を基礎資格として免許状を取得し、その後修士の学位を取得した場合であっても免許状の基礎資格欄を「修士学位取得」に変更することはできません。したがって、やむを得ない事情がある場合を除き、修士学位取得予定者は修士課程の修了時に、「修士学位取得」を基礎資格として申請することが望ましいといえます。

1. 文学部生のカリキュラム

注1) 本学文学部出身の大学院生、本学文学部出身の科目等履修生で一種免許状を取得する場合は、原則として入学年度のカリキュラムで履修することとなります。ただし、本学文学部に2018年度以前に入学し、卒業した学生については、教育職員免許法の改正により、2026年度入学生に適用されるカリキュラムでの履修（新法適用）となります。なお、在学中に教職課程に関わる科目を修得している場合には、在学中に修得した科目を新たなカリキュラムに読み替え可能な場合もありますので、必ず Campus HUB で履修指導を受けてください。

注2) 本学他学部出身・他大学出身の大学院生、本学他学部出身の科目等履修生は、必ず Campus HUB に申し出て、履修指導を受けてください。

注3) 2022年7月に教育職員免許法施行規則が改正され、教職に関する科目のカリキュラムが一部変更となっています。在学中に修得した科目を新たなカリキュラムに読み替え可能な場合もありますので、必ず Campus HUB で履修指導を受けてください。

1. 本学で教員免許状を取得するには（中・高一種免許状）

本学で教員免許状を取得するには、5 ページに記載してある「基礎資格」を卒業時に充たすことと、下記の図に示した科目群の単位を修得することが必要です。専修免許状の取得方法については22 ページを参照。

科目および科目群

本学指定の必修科目

→ 「人権論」 2 単位
詳細は 8 ページに記載。

「教育職員免許法施行規則」
第 66 条の 6 に定める科目

→ 「日本国憲法」 2 単位
「体育」 2 単位（3 単位）
「外国語コミュニケーション」 2 単位
「情報機器の操作」 2 単位
上記各区分 2 単位以上修得し、合計 8 単位以上必修
詳細は 9 ページに記載。

教職に関する科目

→ 詳細は 10 ページに記載。

教科に関する科目

→ 必修単位を含む最低修得単位数は教科ごとに異なります。
詳細 12 ページ以降に記載。

【中学校教諭免許状取得希望者のみ】
介護等体験に関する科目

→ 「介護等体験」 2 単位
詳細は 33 ページ以降に記載。

2. 教育実習先修要件について

教育実習前年度（3 年次終了時）に次に掲げる先修科目の単位を修得していないと教育実習に行くことはできません。

【2026 年度入学生】

欄	科目名	単位	備考
1	「人権論 A」または「人権論 B」	2	いずれか 1 科目
2	「教育原論 A」または「教育原論 B」	2	いずれか 1 科目
	教育学概論	2	
3	「学習・発達論 A」または「学習・発達論 B」	2	いずれか 1 科目
	教育心理学	2	
4	教育課程論	2	
5	「宗教科教育法 I」及び「宗教科教育法 II」	4	左記の組み合わせの中から 4 単位 (社会・地理歴史・公民の免許状取得に必要な単位数とは異なります。免許状取得に必要な単位数については、11 ページの※4 を確認してください。)
	「社会科・地理歴史科教育法 I」及び「社会科・地理歴史科教育法 II」	4	
	「社会科・公民科教育法 I」及び「社会科・公民科教育法 II」	4	
	「国語科教育法 I」及び「国語科教育法 II」	4	
	「英語科教育法 I」及び「英語科教育法 II」	4	
6	生徒・進路指導論	2	

《第 5 欄：教科教育法の履修に関して》

- (1) 国語科・外国語（英語）科・宗教科においては、卒業までに教科教育法 A・B・I・II の 4 科目を修得する必要がありますが、教育実習の前年度末の時点において教科教育法 A や B の単位が修得できていなくても、教育実習は履修可能です。
- (2) 中学校・社会科の場合は、教育実習の前年度末の時点において「社会科・地理歴史科教育法 I・II」または「社会科・公民科教育法 I・II」のどちらかで 4 単位修得できていれば、教育実習は履修可能です。

3. 教職課程の履修にあたっての注意事項

(1) 履修登録制限単位について

時間割表に科目名とともに記載されている時間割番号の真ん中のアルファベットが「Z」で始まる科目については、履修登録制限に含まれません。そのため、登録制限単位を超えて履修登録しなければなりませんので、よく考えて履修計画を立てる必要があります。

具体的には下記の科目が履修登録制限に含まれません。

① 教職に関する科目

ただし、教職に関する科目を兼ねている教養教育科目・文学部専攻科目は、制限登録単位に含まれます。

② 介護等体験に関する科目の「介護等体験」

③ 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目の「教職コンピュータ基礎」

(2) 抽選登録・選抜登録が必要な科目について

教員免許取得のために必要な科目は大部分の教職に関する科目を除き、ほとんどが教養教育科目、文学部の専攻科目です。これらの中には第 1 回履修登録期間内に登録をしないと受講できない科目がありますので、履修要項で確認しておくようにしてください。

(3) 2 教科以上の免許状を取得しようとする場合の注意点について

① 「教科に関する科目」は、取得しようとする教科ごとに履修しなければなりません。

② 「教科に関する科目」以外は、取得しようとする教科にかかわらず共通ですが、「教職に関する科目」の教科教育法は、取得しようとする教科ごとに履修しなければなりません。

(4) 教員免許取得上の「必修」「選択」について

次のページ以降に出てくる履修要件の「必修」「選択」は教員免許取得上のものです。卒業要件の「必修」「選択」科目とは異なりますので注意してください。

(5) 次のページ以降に出てくる『分野』という記載について

「教養」→教養教育科目

「専攻」→専攻科目

「随意」→随意科目

(6) 教職課程に関わる諸連絡について

教職課程履修者はポータルサイト等を常に見るように心がけてください。

各種説明会等へは、必ず参加してください。無断欠席等の場合、履修の継続ができなくなることがあります。

4. 本学指定の必修科目（人権論）

- 2 単位位必修。「教育実習」先修科目です。

授業科目名	単位数	配当年次	分野
人権論 A	2	1～	教養
人権論 B	2	1～	教養

5. 「教育職員免許法施行規則」第66条の6に定める科目の履修方法

(1) 歴史学科文化遺産学専攻を除く学科・専攻

免許法施行規則に定める科目	本学開講の関連科目及び単位数				
	科目名	単位数	履修要件	配当年次	分野
日本国憲法	日本国憲法	2	必修	1～	教養
体育	スポーツと人権・平和	2	1科目必修	2～	教養
	健康とスポーツ	2		2～	教養
	現代社会とスポーツ	2		1～	教養
	スポーツ技術学演習	2		1～	教養
	人間とスポーツ	2		1～	教養
外国語コミュニケーション	英語総合1(A)	1	2単位必修	1のみ	教養
	英語総合1(B)	1		1のみ	教養
	英語総合2(A)	1		1のみ	教養
	英語総合2(B)	1		1のみ	教養
	英語総合3	1		2のみ	教養
	ドイツ語I	2		1～	教養
	フランス語I	2		1～	教養
	中国語I	2		1～	教養
	スペイン語I	2		1～	教養
	コリア語I	2		1～	教養
情報機器の操作	情報科学実習 ※	4	1科目必修	1～	教養
	教育情報処理演習	2		1～	専攻
	教職コンピュータ基礎	2		2～	随意

※ 「情報科学実習」の受講にあたってはコンピュータに関する一定の知識を習得していることが前提となります。シラバス（講義概要）を熟読の上、受講してください。

(2) 歴史学科文化遺産学専攻

免許法施行規則に定める科目	本学開講の関連科目及び単位数				
	科目名	単位数	履修要件	配当年次	分野
日本国憲法	日本国憲法	2	必修	1～	教養
体育	体育実技	1	必修	2～	随意
	スポーツと人権・平和	2	1科目必修	2～	教養
	健康とスポーツ	2		2～	教養
	現代社会とスポーツ	2		1～	教養
	人間とスポーツ	2		1～	教養
英語総合1(A)	1	2単位必修		1のみ	教養
英語総合1(B)	1		1のみ	教養	
英語総合2(A)	1		1のみ	教養	
英語総合2(B)	1		1のみ	教養	
英語総合3	1		2のみ	教養	
ドイツ語I	2		1～	教養	
フランス語I	2		1～	教養	
中国語I	2		1～	教養	
スペイン語I	2		1～	教養	
コリア語I	2		1～	教養	
情報機器の操作	教職コンピュータ基礎	2	1科目必修	2～	随意
	教育情報処理演習	2		1～	専攻

6. 教職に関する科目の履修方法

開講セメスターは年度によって変更する場合があります。毎年度の時間割表で確認してください。

免許法施行規則に定める科目区分等		中学校教諭、高等学校教諭一種免許状					開講	備考
科目	各科目に含める必要事項	本学開講科目	単位数	履修要件	分野	配当年次		
教科および教科の指導法に関する科目	・各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む)	宗教科教育法 A	2	※4 参照	随意	2～	大宮	
		宗教科教育法 B	2		随意	2～	大宮	
		宗教科教育法 I	2		随意	3～	大宮	
		宗教科教育法 II	2		随意	3～	大宮	
		国語科教育法 A	2		随意	2～	深草	
		国語科教育法 B	2		随意	2～	深草	
		国語科教育法 I	2		随意	3～	大宮	
		国語科教育法 II	2		随意	3～	大宮	
		英語科教育法 A	2		随意	2～	深草	
		英語科教育法 B	2		随意	2～	深草	
		英語科教育法 I	2		随意	3～	大宮	
		英語科教育法 II	2		随意	3～	大宮	
		社会科・地理歴史科教育法 I	2		随意	3～	大宮	
		社会科・地理歴史科教育法 II	2		随意	3～	大宮	
社会科・公民科教育法 I	2	随意	3～	大宮				
社会科・公民科教育法 II	2	随意	3～	大宮				
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論 A	2	1科目 必修	教養	2～	深草	A・B 両科目を履修することが望ましい
		教育原論 B	2		教養	2～	深草	
		教育学概論	2		専攻	1～	深草	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む)	教職論	2	必修	随意	2～	深草	
		学校教育社会学	2	必修	随意	2～	深草	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	学習・発達論 A	2	1科目 必修	教養	2～	深草	A・B 両科目を履修することが望ましい
		学習・発達論 B	2		教養	2～	深草	
		教育心理学	2		専攻	2～	大宮	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	2	1科目 必修	専攻	2～	深草	
		特別支援教育概論	2		随意	3～	大宮	
・教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラムマネジメントを含む。)	教育課程論	2	必修	随意	2～	深草		

生徒指導、 道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	・道徳の理論及び指導法 《中学免許取得希望者のみ必修》	道徳教育指導法	2	左記参照	随意	3～	大宮	※1
	・総合的な学習の時間の指導法 (高校は総合的な探究の時間の指導法) ・特別活動の指導法	総合的な学習の時間・特別活動論	2	必修	随意	3～	大宮	
	・教育の方法および技術	教育の方法と技術 (ICT活用含む)	2	必修	随意	3～	大宮	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法							
	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論	2	必修	随意	2～	深草	
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	2	必修	随意	3～	大宮	
教育実践に関する科目	・教育実習	教育実習指導 I	1	必修	随意	4	大宮	
		教育実習指導 II A	4	1科目 必修	随意	4	大宮	中学校免許取得希望者必修 ※2
		教育実習指導 II B	2		随意	4	大宮	高等学校免許取得希望者必修 ※2
	・教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2	必修	随意	4	大宮	※3

※1 高校免許取得希望者が、中学免許取得に必要な「道徳教育指導法(2単位)」を修得した場合は、法律で定める「大学が独自に設定する科目」に充てられます。ただし、本学で高等学校一種免許状取得に必要として開講している「教科に関する科目」および「教職に関する科目」には充当できません。

※2 中高両免許取得者は「教育実習指導 II A」(4単位)を登録すること。詳細については30～32ページの「IV. 教育実習の履修について」を参照してください。

※3 「教職実践演習」の履修については、35ページの「VI. 教職実践演習の履修について」を参照してください。

※4 各教科の必修科目一覧

免許状取得に関する教科教育法の修得科目の組み合わせは、以下のとおりです。

取得免許教科	必修科目			
中一種免「宗教」 高一種免「宗教」	宗教科教育法 A (2単位)	宗教科教育法 B (2単位)	宗教科教育法 I (2単位)	宗教科教育法 II (2単位)
中一種免「国語」 高一種免「国語」	国語科教育法 A (2単位)	国語科教育法 B (2単位)	国語科教育法 I (2単位)	国語科教育法 II (2単位)
中一種免「英語」 高一種免「英語」	英語科教育法 A (2単位)	英語科教育法 B (2単位)	英語科教育法 I (2単位)	英語科教育法 II (2単位)
中一種免「社会」	社会科・地理歴史科教育法 I (2単位)	社会科・地理歴史科教育法 II (2単位)	社会科・公民科教育法 I (2単位)	社会科・公民科教育法 II (2単位)
高一種免「地理歴史」	社会科・地理歴史科教育法 I (2単位)	社会科・地理歴史科教育法 II (2単位)	—	—
高一種免「公民」	社会科・公民科教育法 I (2単位)	社会科・公民科教育法 II (2単位)	—	—

・「〇〇科教育法 I」は「〇〇科教育法 II」よりも前に修得しなければなりません(先修科目)。

・「〇〇科教育法 A」及び「〇〇科教育法 B」については、履修の順序を問わず、「〇〇科教育法 I」や「〇〇科教育法 II」の先修科目ともしません。

7. 教科に関する科目の履修方法

中学校教諭一種免許状 社会 (必修科目を含む最低修得単位数：34 単位)

■必修科目

科目区分	開設科目名	単位数	必修 単位	履修要件	配当 年次	開講 学舎	
日本史・ 外国史	日本史概説ⅠA	2	8	※1 4科目8単位 必修 もしくは 2科目4単位 必修	2～	大宮	
	日本史概説ⅠB	2			2～	大宮	
	日本史概説ⅡA	2			2～	大宮	
	日本史概説ⅡB	2			2～	大宮	
	日本史A ※2	2	4		2～	大宮	
	日本史B ※2	2			2～	大宮	
	東洋史概説Ⅰ	4	8		※1 2科目8単位 必修 もしくは 2科目4単位 必修	2～	大宮
	東洋史概説Ⅱ	4				2～	大宮
	東洋史A ※3	2	4	2～		大宮	
	東洋史B ※3	2		2～		大宮	
	西洋史	4	4	必修	2～	大宮	
地理学(地誌 を含む。)	人文地理学	4	12	必修	2～	大宮	
	自然地理学	4			3～	両学舎	
	地理学(地誌)	4			3～	大宮	
法学、 政治学	法学概論(国際法を含む)	4	4	2科目中1科目 必修	3～	大宮	
	政治学原理(国際政治を含む)	4			3～	大宮	
社会学、 経済学	社会学概説	4	4	2科目中1科目 必修	2～	大宮	
	経済原論(国際経済を含む)	4			3～	大宮	
哲学、倫理学、 宗教学	哲学概論	2	※4	ア ※4 イ 左記のア～ウ ウ の組み合わせ から2もしくは は4単位必修	2～	大宮	
	倫理学概論	2			2～	大宮	
	宗教学概説A	2			2～	大宮	
	宗教学概説B	2			2～	大宮	

☆「4科目8単位必修」「2科目8単位必修」「4単位必修」「2科目中1科目必修」「左記のア～ウの組み合わせから2ないし4単位必修」とされている履修要件において、規定以上の単位を修得すると**選択科目の単位**として扱われます。

※1 日本史および外国史の履修パターンについては、以下の組み合わせに限りませう。

学科専攻	科目区分	履修パターン
日本史学専攻	日本史	日本史概説ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB (合計8単位)
	外国史	①東洋史概説Ⅰ・Ⅱ(合計8単位) + 西洋史(4単位) ②東洋史A・B(合計4単位) + 西洋史(4単位) ①②のパターンのいずれか
東洋史学専攻	日本史	①日本史概説ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB (合計8単位) ②日本史A・B (合計4単位) ①②のパターンのいずれか
	外国史	東洋史概説Ⅰ・Ⅱ(合計8単位) + 西洋史(4単位)
上記以外 の学科専攻	日本史	①日本史概説ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB (合計8単位) ②日本史A・B (合計4単位) ①②のパターンのいずれか
	外国史	①東洋史概説Ⅰ・Ⅱ(合計8単位) + 西洋史(4単位) ②東洋史A・B(合計4単位) + 西洋史(4単位) ①②のパターンのいずれか

※2 「日本史A」「日本史B」は、日本史学専攻の学生は受講不可

※3 「東洋史A」「東洋史B」は、東洋史学専攻の学生は受講不可

※4 例えば、「哲学概論」「倫理学概論」を履修する場合、2単位で履修要件に定める選択必修の条件を充たしますが、「宗教学概説A」「宗教学概説B」の場合は、A・Bとも(4単位)修得で選択必修の条件を充たすこととなります。

■ 選択科目 (免許状取得にあたって履修することが望ましい。)

【どの科目区分からでも選択可】

科目区分	開設科目名	単位数	配当年次	開講学舎	開設科目名	単位数	配当年次	開講学舎
日本史・外国史	史学概論 A	2	3～	大宮	考古学実習 A	1	3～	大宮
	史学概論 B	2	3～	大宮	考古学実習 B	1	3～	大宮
	史学概論 C	2	3～	大宮	文化財実習 A	1	2～	大宮
	史学概論 D	2	3～	大宮	文化財実習 B	1	2～	大宮
	史学概論 E	2	3～	大宮	日本史学特殊講義※5	2	3～	大宮
	仏教史概説 A1	2	2～	大宮	東洋史学特殊講義※5	2・4	3～	大宮
	仏教史概説 A2	2	2～	大宮	仏教史学特殊講義※5	2	3～	大宮
	仏教史概説 B1	2	2～	大宮	考古学特殊講義 A	2	3～	大宮
	仏教史概説 B2	2	2～	大宮	考古学特殊講義 B	2	3～	大宮
	インド仏教史 A	2	2～	大宮	文化財科学特殊講義 A	2	3～	大宮
	インド仏教史 B	2	2～	大宮	文化財科学特殊講義 B	2	3～	大宮
	西域仏教史 A	2	2～	大宮	日本考古学講読 A	2	3～	大宮
	西域仏教史 B	2	2～	大宮	日本考古学講読 B	2	3～	大宮
	中国仏教史 A	2	2～	大宮	古代哲学史	2	2～	大宮
	中国仏教史 B	2	2～	大宮	中世哲学史	2	2～	大宮
	日本仏教史 A1	2	2～	大宮	近世哲学史 A	2	2～	大宮
	日本仏教史 A2	2	2～	大宮	近世哲学史 B	2	2～	大宮
	日本仏教史 B1	2	2～	大宮	現代哲学史	2	2～	大宮
	日本仏教史 B2	2	2～	大宮	教育史 (日本)	2	2～	大宮
	日本宗教史 A	2	2～	大宮	教育史 (西洋)	2	2～	大宮
日本宗教史 B	2	2～	大宮	心理学史	2	1～	深草	
地理学 (地誌を含む。)	歴史地理学	4	2～	大宮				
法学、政治学	比較教育学	2	2～	大宮				
社会学、経済学	社会事業概説	4	2～	大宮	生涯学習概論	2	2～	大宮
	文化人類学概論	4	2～	大宮	異文化間教育学	2	2～	大宮
	現代社会論	4	1～	深草	教育社会学概論	2	2～	深草
	社会事業史	4	3～	大宮				
哲学、倫理学、宗教学	哲学特殊講義 ※5	2	3～	大宮	仏教学概論 A1	2	3～	大宮
	科学哲学	2	2～	深草	仏教学概論 A2	2	3～	大宮
	伝道学特殊講義	2	3～	大宮	仏教学概論 B1	2	2～	深草
	真宗学概論 A1	2	3～	大宮	仏教学概論 B2	2	2～	深草
	真宗学概論 A2	2	3～	大宮				
	真宗学概論 B1	2	1～	深草				
	真宗学概論 B2	2	1～	深草				

※5 修得した単位数分が教科に関する科目となります。例えば、「日本史学特殊講義」であれば「日本史学特殊講義 (A) A (2単位)」「日本史学特殊講義 (A) B (2単位)」「日本史学特殊講義 (B) A (2単位)」の3科目の単位を修得した場合は、6単位とも選択科目の単位として算入できます。「東洋史学特殊講義」の単位数欄「2・4」とあるのは、2単位科目と4単位科目(通年科目)があることを示しています。

高等学校教諭一種免許状 地理歴史 (必修科目を含む最低修得単位数：30 単位)

■必修科目

科目区分	開設科目名	単位数	必修 単位	履修要件	配当 年次	開講学舎
日本史	日本史概説 I A	2	8	※1 4科目8単位必修 もしくは2科目4単位 必修	2～	大宮
	日本史概説 I B	2			2～	大宮
	日本史概説 II A	2			2～	大宮
	日本史概説 II B	2			2～	大宮
	日本史 A ※2	2	4		2～	大宮
	日本史 B ※2	2			2～	大宮
外国史	東洋史概説 I	4	8	※1 2科目8単位 必修 もしくは 2科目4単位 必修	2～	大宮
	東洋史概説 II	4			2～	大宮
	東洋史 A ※3	2	4		2～	大宮
	東洋史 B ※3	2			2～	大宮
	西洋史	4	4		必修	2～
人文地理学・ 自然地理学	人文地理学	4	8	必修	2～	大宮
	自然地理学	4			3～	両学舎
地誌	地理学 (地誌)	4	4	必修	3～	大宮

☆「4科目中8単位必修」「2科目4単位以上必修」「4単位必修」とされている履修要件において、規定以上の単位を修得すると選択科目の単位として扱われます。

※1 日本史および外国史の履修パターンについては、以下の組み合わせに限りませす。

学科専攻	科目区分	履修パターン
日本史学専攻	日本史	日本史概説 I A・I B・II A・II B (合計8単位)
	外国史	①東洋史概説 I・II (合計8単位) + 西洋史 (4単位) ②東洋史 A・B (合計4単位) + 西洋史 (4単位) ①②のパターンのいずれか
東洋史学専攻	日本史	①日本史概説 I A・I B・II A・II B (合計8単位) ②日本史 A・B (合計4単位) ①②のパターンのいずれか
	外国史	東洋史概説 I・II (合計8単位) + 西洋史 (4単位)
上記以外 の学科専攻	日本史	①日本史概説 I A・I B・II A・II B (合計8単位) ②日本史 A・B (合計4単位) ①②のパターンのいずれか
	外国史	①東洋史概説 I・II (合計8単位) + 西洋史 (4単位) ②東洋史 A・B (合計4単位) + 西洋史 (4単位) ①②のパターンのいずれか

※2 「日本史 A」「日本史 B」は、日本史学専攻の学生は受講不可

※3 「東洋史 A」「東洋史 B」は、東洋史学専攻の学生は受講不可

■ 選択科目 (免許状取得にあたって履修することが望ましい。)

【どの科目区分からでも選択可】

科目区分	開設科目名	単位数	配当年次	開講学舎	開設科目名	単位数	配当年次	開講学舎
日本史	史学概論 A	2	3～	大宮	日本史学特殊講義※4	2	3～	大宮
	史学概論 C	2	3～	大宮	仏教史学特殊講義※5	2	3～	大宮
	史学概論 D	2	3～	大宮	考古学特殊講義 A	2	3～	大宮
	仏教史概説 B1	2	2～	大宮	考古学特殊講義 B	2	3～	大宮
	仏教史概説 B2	2	2～	大宮	考古学実習 A	1	3～	大宮
	日本仏教史 A1	2	2～	大宮	考古学実習 B	1	3～	大宮
	日本仏教史 A2	2	2～	大宮	文化財実習 A	1	2～	大宮
	日本仏教史 B1	2	2～	大宮	文化財実習 B	1	2～	大宮
	日本仏教史 B2	2	2～	大宮	文化財科学特殊講義 A	2	3～	大宮
	日本宗教史 A	2	2～	大宮	文化財科学特殊講義 B	2	3～	大宮
	日本宗教史 B	2	2～	大宮	日本考古学講読 A	2	3～	大宮
	真宗史 A	2	2～	大宮	日本考古学講読 B	2	3～	大宮
	真宗史 B	2	2～	大宮	教育史 (日本)	2	2～	大宮
	日本文化史 I	2	2～	深草				
	日本文化史 II	2	2～	深草				
	外国史	史学概論 B	2	3～	大宮	東洋史学特殊講義※4	24	3～
史学概論 E		2	3～	大宮	仏教史学特殊講義※6	2	3～	大宮
インド仏教史 A		2	2～	大宮	古代哲学史	2	2～	大宮
インド仏教史 B		2	2～	大宮	中世哲学史	2	2～	大宮
西域仏教史 A		2	2～	大宮	近世哲学史 A	2	2～	大宮
西域仏教史 B		2	2～	大宮	近世哲学史 B	2	2～	大宮
中国仏教史 A		2	2～	大宮	現代哲学史	2	2～	大宮
中国仏教史 B		2	2～	大宮	心理学史	2	1～	深草
仏教史概説 A1		2	2～	大宮	教育史 (西洋)	2	2～	大宮
仏教史概説 A2		2	2～	大宮				
中国文化史 I		2	2～	深草				
中国文化史 II		2	2～	深草				
人文地理学 及び自然地理学		歴史地理学	4	2～	大宮			

※4 修得した単位数分が教科に関する科目となります。例えば、「東洋史学特殊講義」であれば「東洋史学特殊講義(D)A (2単位)」「東洋史学特殊講義(D)B (2単位)」「東洋史学特殊講義(C)A (2単位)」の3科目の単位を修得した場合は、6単位とも選択科目の単位として算入できます。

※5 修得した単位数分が教科に関する科目となります (A1、A2、B1、B2、C1、C2、D1、D2、H1、H2)。
※4の説明を参照してください。

※6 修得した単位数分が教科に関する科目となります (E1、E2、F1、F2、G1、G2、I1、I2)。
※4の説明を参照してください。

高等学校教諭一種免許状 公民（必修科目を含む最低修得単位数：30 単位）

■必修科目

科目区分	開設科目名	単位数	必修単位	履修要件	配当年次	開講学舎	
法学（国際法を含む）、政治学（国際政治を含む）	法学概論（国際法を含む）	4	4	2科目中 1科目必修	3～	大宮	
	政治学原理（国際政治を含む）	4			3～	大宮	
社会学、経済学（国際経済を含む）	社会学概説	4	4	2科目中 1科目必修	2～	大宮	
	経済原論（国際経済を含む）	4			3～	大宮	
哲学、倫理学、宗教学、心理学	哲学概論	2	2	ア	※1 左記のア～ウの 組み合わせから 2ないし4単位必 修	2～	大宮
	倫理学概論	2	2	イ		2～	大宮
	宗教学概説 A	2	4	ウ		2～	大宮
	宗教学概説 B	2				2～	大宮

☆ 「2科目中1科目必修」とされている履修要件において、規定以上の単位を修得すると**選択科目の単位**として扱われます。

※1 例えば、「哲学概論」「倫理学概論」を履修する場合、2単位で履修要件に定める選択必修の条件を満たしますが、「宗教学概説 A」「宗教学概説 B」の場合は、4単位で選択必修の選択必修の条件を満たすこととなります。

■選択科目

【どの科目区分からでも選択可】

科目区分	開設科目名	単位数	配当年次	開講学舎
法学（国際法を含む）、政治学（国際政治を含む）	比較教育学	2	2～	大宮
社会学、経済学（国際経済を含む）	社会事業概説	4	2～	大宮
	社会教育概論	4	2～	深草
	教育社会学概論	2	2～	深草
	文化人類学概論	4	2～	大宮
	現代社会論	4	1～	深草
	生涯学習概論	2	2～	大宮
	異文化間教育学	2	2～	大宮
哲学、倫理学、宗教学、心理学	哲学特殊講義 ※2	2	3～	大宮
	美学概説	2	3～	大宮
	キリスト教神学	2	3～	大宮
	科学哲学	2	2～	深草
	社会哲学	2	2～	深草
	現代倫理学特論	2	2～	大宮
	倫理学特論	2	2～	大宮
	現代哲学特論	2	2～	大宮
	伝道学特殊講義	2	3～	大宮
	真宗学概論 A1	2	3～	大宮
	真宗学概論 A2	2	3～	大宮
	真宗学概論 B1	2	1～	深草
	真宗学概論 B2	2	1～	深草
	仏教学概論 A1	2	3～	大宮
	仏教学概論 A2	2	3～	大宮
仏教学概論 B1	2	2～	深草	
仏教学概論 B2	2	2～	深草	

※2 修得した単位数分が教科に関する科目となります。例えば、「哲学特殊講義 (A) A (2単位)」「哲学特殊講義 (A) B (2単位)」「哲学特殊講義 (B) A (2単位)」の3科目の単位を修得した場合は、6単位とも選択科目の単位として算入できます。

中学校教諭一種免許状 宗教 (必修科目を含む最低修得単位数：22 単位)
 高等学校教諭一種免許状 宗教 (必修科目を含む最低修得単位数：26 単位)

■必修科目

科目区分	開設科目名	単位数	必修単位	履修要件	配当年次	開講学舎
宗教学	宗教学概説 A	2	4	必修	2～	大宮
	宗教学概説 B	2			2～	大宮
宗教史	宗教史 A	2	4	必修	2～	大宮
	宗教史 B	2			2～	大宮
教理学、哲学	哲学概論	2	2	必修	2～	大宮

■選択科目【どの科目区分からでも選択可】

科目区分	開設科目名	単位数	配当年次	開講学舎
宗教学	比較思想論	2	2～	大宮
	伝道学特殊講義 ※1	2	3～	大宮
	現代アジアの仏教と社会 A	2	3～	大宮
	現代アジアの仏教と社会 B	2	3～	大宮
	真宗学概論 A1	2	3～	大宮
	真宗学概論 A2	2	3～	大宮
	真宗学概論 B1	2	1～	深草
	真宗学概論 B2	2	1～	深草
	仏教学概論 A1	2	2～	大宮
	仏教学概論 A2	2	2～	大宮
	仏教学概論 B1	2	2～	深草
	仏教学概論 B2	2	2～	深草
宗教史	真宗教学史 A	2	3～	大宮
	真宗教学史 B	2	3～	大宮
	浄土教理史 A	2	3～	大宮
	浄土教理史 B	2	3～	大宮
	インド仏教教学史 A	2	2～	深草
	インド仏教教学史 B	2	2～	深草
	中国仏教教学史 A	2	3～	大宮
	中国仏教教学史 B	2	3～	大宮
	日本仏教教学史 A	2	2～	深草
	日本仏教教学史 B	2	2～	深草
	インドの仏教と文化 A	2	3～	大宮
	インドの仏教と文化 B	2	3～	大宮
	教学史特殊講義 ※1	2	3～	大宮
	教理史特殊講義 ※1	2	3～	大宮
	真宗文献特殊講義 ※1	2	3～	大宮
教理学、哲学	インド哲学概論 A	2	3～	大宮
	インド哲学概論 B	2	3～	大宮
	真宗聖典学 A	2	2～	大宮
	真宗聖典学 B	2	2～	大宮
	仏教聖典学概論 A	2	2～	大宮
	仏教聖典学概論 B	2	2～	大宮
	浄土教概論	2	2～	大宮
	教義学特殊講義 ※1	2	3～	大宮
	キリスト教神学	2	3～	大宮

※1 修得した単位数分が教科に関する科目となります。例えば、「伝道学特殊講義 A1 (2 単位)」「伝道学特殊講義 A2 (2 単位)」「伝道学特殊講義 B1 (2 単位)」の 3 科目の単位を修得した場合は、6 単位とも選択科目の単位として算入できます。

中学校教諭一種免許状 国語（必修科目を含む最低修得単位数：24 単位）

■必修科目

科目区分	開設科目名	単位数	必修 単位	履修要件	配当 年次	開講 学舎
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学概論 A	2	4	必修	1～	両学舎
	日本語学概論 B	2			1～	両学舎
国文学（国文学史を含む。）	日本文学概論 A	2	12	必修	1～	両学舎
	日本文学概論 B	2			1～	両学舎
	日本文学史（古典）A	2			2～	大宮
	日本文学史（古典）B	2			2～	大宮
	日本文学史（近代）A	2			2～	大宮
	日本文学史（近代）B	2			2～	大宮
漢文学	中国文学史 A	2	4	ア イ ウ 左記の ア～ウ の組み 合わせ から 4 単位必 修 ※1	1～	大宮
	中国文学史 B	2			1～	大宮
	中国文学ⅠA	2			1～	深草
	中国文学ⅠB	2			1～	深草
	中国文学ⅡA	2			1～	大宮
	中国文学ⅡB	2			1～	大宮
書道（書写を中心とする。）	書道（書写を含む）A	2	4	必修	3～	大宮
	書道（書写を含む）B	2			3～	大宮

☆科目区分・漢文学において規定以上に修得した単位は選択科目の単位として扱われます。

※1 例えば、「中国文学ⅠA」及び「中国文学ⅠB」の4単位で履修要件に定める4単位選択必修の条件を満たしますが、「中国文学ⅠA」及び「中国文学ⅡA」という組み合わせでは履修要件に定める4単位選択必修の条件を満たさないということになります。

なお、「中国文学ⅠA」「中国文学ⅠB」と「中国文学ⅡA」「中国文学ⅡB」は隔年開講となっており、奇数年度（2027・2029年度）は「中国文学ⅡA」「中国文学ⅡB」、偶数年度（2026・2028年度）は「中国文学ⅠA」「中国文学ⅠB」の開講となります。

■選択科目【どの科目区分からでも選択可】

科目区分	開設科目名	単位数	配当 年次	開講 学舎
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学特殊講義 ※2	2	3～	大宮
	日本語学講読 ※2	2	2～	両学舎
国文学（国文学史を含む。）	古典文学特殊講義 ※2	2	3～	大宮
	近代文学特殊講義 ※2	2	3～	大宮
	古典文学講読 ※2	2	2～	両学舎
	近代文学講読 ※2	2	2～	両学舎
	仏教文学 A	2	2～	大宮
	仏教文学 B	2	2～	大宮

※2 修得した単位数が教科に関する科目となります。例えば、「日本語学特殊講義（A）A〈2単位〉」「日本語学特殊講義（A）B〈2単位〉」「日本語学特殊講義（B）A〈2単位〉」の3科目の単位を修得した場合は、6単位とも選択科目の単位として算入できます。

高等学校教諭一種免許状 国語（必修科目を含む最低修得単位数：26 単位）

■必修科目

科目区分	開設科目名	単位数	必修 単位	履修要件	配当 年次	開講 学舎
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学概論 A	2	4	必修	1～	両学舎
	日本語学概論 B	2			1～	両学舎
国文学（国文学史を含む。）	日本文学概論 A	2	12	必修	1～	両学舎
	日本文学概論 B	2			1～	両学舎
	日本文学史（古典）A	2			2～	大宮
	日本文学史（古典）B	2			2～	大宮
	日本文学史（近代）A	2			2～	大宮
	日本文学史（近代）B	2			2～	大宮
漢文学	中国文学史 A	2	4	必修	1～	大宮
	中国文学史 B	2			1～	大宮
	中国文学ⅠA	2	4	ア イ ※1	1～	深草
	中国文学ⅠB	2			1～	深草
	中国文学ⅡA	2			1～	大宮
	中国文学ⅡB	2			1～	大宮

☆科目区分・漢文学において規定以上に修得した単位は選択科目の単位として扱われます。

※1 左記ア・イのいずれかの組み合わせで4単位必修。例えば、「中国文学ⅠA」及び「中国文学ⅠB」の4単位で履修要件に定める4単位選択必修の条件を満たしますが、「中国文学ⅠA」及び「中国文学ⅡA」という組み合わせでは履修要件に定める4単位選択必修の条件を満たさないということになります。

なお、「中国文学ⅠA」「中国文学ⅠB」と「中国文学ⅡA」「中国文学ⅡB」は隔年開講となっており、奇数年度（2025・2027年度）は「中国文学ⅡA」「中国文学ⅡB」、偶数年度（2026・2028年度）は「中国文学ⅠA」「中国文学ⅠB」の開講となります。

■選択科目 【どの科目区分からでも選択可】

科目区分	開設科目名	単位数	配当年次	開講学舎
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学特殊講義 ※2	2	3～	大宮
	日本語学講読 ※2	2	2～	両学舎
国文学（国文学史を含む。）	古典文学特殊講義 ※2	2	3～	大宮
	近代文学特殊講義 ※2	2	3～	大宮
	古典文学講読 ※2	2	2～	両学舎
	近代文学講読 ※2	2	2～	両学舎
	仏教文学 A	2	2～	大宮
	仏教文学 B	2	2～	大宮

※2 修得した単位数分が教科に関する科目となります。例えば「日本語学特殊講義（A）A〈2単位〉」「日本語学特殊講義（A）B〈2単位〉」「日本語学特殊講義（B）A〈2単位〉」の3科目の単位を修得した場合は、6単位とも選択科目の単位として算入できます。

中学校教諭一種免許状 英語 (必修科目を含む最低修得単位数：22 単位)
 高等学校教諭一種免許状 英語 (必修科目を含む最低修得単位数：26 単位)

■必修科目

科目区分	開設科目名	単位数	必修単位	履修要件	配当年次	開講学舎
英語学	英語学概論 A	2	4	必修	1～	両学舎
	英語学概論 B	2			1～	両学舎
英語文学	英語圏文学概論 A	2	4	必修	1～	両学舎
	英語圏文学概論 B	2			1～	両学舎
英語コミュニケーション	Oral Communication I A	1	8	必修	2～	両学舎
	Oral Communication I B	1			2～	両学舎
	Oral Communication II A	1			2～	大宮
	Oral Communication II B	1			2～	大宮
	English Academic Writing II A	1			3～	大宮
	English Academic Writing II B	1			3～	大宮
	英米文学講読 (C) A	2		4 科目中 1 科目必修	3～	大宮
	英米文学講読 (C) B	2			3～	大宮
	英米文学講読 (E) A	2			3～	大宮
	英米文学講読 (E) B	2			3～	大宮
異文化理解	英語圏文化論 A	2	4	必修	3～	大宮
	英語圏文化論 B	2			3～	大宮

☆「4 科目中 1 科目必修」とされている履修要件において、規定以上の単位を修得すると選択科目の単位として扱われます。

■選択科目【どの科目区分からでも選択可】

科目区分	開設科目名	単位数	配当年次	開講学舎
英語学	英語音声学 A	2	1～	深草
	英語音声学 B	2	1～	深草
	英語学特殊講義 ※1	2	3～	大宮
英語文学	英米文学特殊講義 ※1	2	3～	大宮
英語コミュニケーション	English Academic Writing I A ※2	1	1～	深草
	English Academic Writing I B ※2	1	1～	深草
	Oral Communication III A	1	2～	大宮
	Oral Communication III B	1	2～	大宮
異文化理解	英文学史 A	2	2～	大宮
	英文学史 B	2	2～	大宮
	米文学史 A	2	2～	大宮
	米文学史 B	2	2～	大宮
	英米文化概論 A	2	1～	両学舎
	英米文化概論 B	2	1～	両学舎
	イングリッシュ・レクチャー (英米のポピュラー・カルチャー) I	2	2～	深草
	イングリッシュ・レクチャー (英米のポピュラー・カルチャー) II	2	2～	深草
	イングリッシュ・レクチャー (英米の風土と習慣) I	2	2～	深草
	イングリッシュ・レクチャー (英米の風土と習慣) II	2	2～	深草

※1 修得した単位数分が教科に関する科目となります。例えば、「英語学特殊講義 (A) A (2 単位)」「英語学特殊講義 (A) B (2 単位)」「英語学特殊講義 (B) A (2 単位)」の 3 科目の単位を修得した場合は、6 単位とも選択科目の単位として算入できます。

※2 英語英米文学科の学生以外は履修できません。

II. 編・転入学生対象

他大学、他学部または短期大学（本学短期大学部を含む）等より、本学文学部の3年次に編・転入し、教職課程の履修を希望する方は、以下の事項を確認したうえで、必ず Campus HUB で履修指導を受けてください。

- (1) 原則として、2026年度に本学文学部3年次に編入学および本学他学部・他大学からの転入学し、教職課程を履修する場合には、2022年度入学生に適用されるカリキュラムでの履修となります。ただし、2022年7月に教育職員免許法施行規則の改正により、カリキュラムの一部が変更となっており、新たなカリキュラム（2026年度入学生に適用するカリキュラム）での履修が必要となる場合があります。
- (2) 教育実習の先修要件となる科目については、編・転入学初年度である3年次に履修する必要があります。また、3年次のあいだに教育実習に向けた事前指導および各種手続き等があるので、履修前に必ず Campus HUB および教職センターへ相談するようにしてください。
- (3) 「介護等体験」の履修については、3年次以上で履修できる科目ですが、前年度から「介護等体験」の事前指導に参加する必要があるため、4年次で履修することになります。
- (4) 文学部3年次に編・転入し、教職課程を履修しようとする場合、文学部の単位認定基準によって、他大学において修得した単位を認定することがあります。しかし、本学の単位認定基準に満たない場合は再履修してください。
- (5) 短期大学からの編入の場合、在学中に修得した教職に関する科目は、中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得のための単位として認定することがありますが、教科に関する科目については認定いたしません。詳細及び認定のための手続きについては、Campus HUB に問い合わせてください。
- (6) 短期大学で修得した教職に関する科目について、入学時に単位認定の申し出のない場合は、本学での教職に関する科目の単位として認められません。

注 意

単位認定を申し出る場合は、必ず出身校にて、教員免許状取得に用いる「学力に関する証明書」を発行し、持参してください。なお、この証明書は成績証明書とは異なりますので発行を依頼するにあたっては注意してください。

Ⅲ. 大学院生のカリキュラム

中学校教諭専修免許状または高等学校教諭専修免許状とは修士の学位を有する（もしくは、大学院に1年以上在学し、30単位以上を修得した者）と共に一種免許状を現に有し、または、一種免許状を取得するのに必要な全単位を修得していることを前提として授与される、より上級の免許状です。

1. 専修免許状の取得方法

(1) 大学（本学・他大学とも）の学部在学中にすでに一種免許状を取得している場合

① 学部で取得した免許状の教科と在学する研究科で取得できる免許状の教科が同じ場合

大学院修士課程での開講科目（23 ページ以降に掲載）24 単位以上を修得することにより免許状を取得することができます。

注

なお、2017 年 11 月 16 日までは教育職員免許法施行規則に規定がなかったため、別表第 4 により取得した高等学校教諭一種免許状をもとに同一教科の専修免許状を上述の履修方法で取得することはできませんでした（中学校教諭免許状の場合はこれまで可能でした）。

2017 年 11 月 17 日施行の改正教育職員免許法施行規則により、同日から高等学校教諭免許状についても中学校教諭免許状の場合と同様にこのような履修方法での専修免許状取得が可能となりました。

② 学部で取得した教科と在学する研究科で取得できる免許状の教科が異なる場合

この場合、専修免許状は取得できません。

例) 文学部（社会の免許を取得）から大学院文学研究科日本語日本文学専攻（国語の教職課程がある）へ進学した場合など

(2) 大学（本学・他大学とも）の学部在学中に一種免許状を取得していない場合

大学院在学中に一種免許状取得に必要な単位を科目等履修により修得し、かつ在籍する研究科での開講科目（23 ページ以降に掲載）24 単位以上を修得することにより専修免許状を取得することができます。一種免許状取得の要件は学部生と同じです。

なお、一種免許状を新たに大学院在学中に取得する場合には、教職課程履修料の納入等が必要になります。

注 意

新たに大学院進学後【在学中】に一種免許状の取得を希望する場合、2026 年度入学生と同じカリキュラムのもとでの履修となりますので、必ず Campus HUB で履修指導を受けてください。特に、履修指導にうけるにあたっては、出身校等で、教員免許状取得に用いる「学力に関する証明書」を発行し、持参のうえで指導を受けてください。

2. 履修方法

23 ページ以降のカリキュラム表に基づき、履修してください。

真宗学専攻

中学校教諭専修免許状 宗教、高等学校教諭専修免許状 宗教

科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位
【教科及び教科の指導法に関する科目】		浄土教理史特殊研究 B	2	真宗伝道学特殊研究 A	2
真宗学特殊研究 A	2	真宗学文献研究 A	2	真宗伝道学特殊研究 B	2
真宗学特殊研究 B	2	真宗学文献研究 B	2	真宗伝道史特殊研究 A	2
真宗教学史特殊研究 A	2	伝道学特殊研究	4	真宗伝道史特殊研究 B	2
真宗教学史特殊研究 B	2	伝道学特殊研究 A	2	真宗史特殊研究 A	2
浄土教理史特殊研究 A	2	伝道学特殊研究 B	2	真宗史特殊研究 B	2

仏教学専攻の表に掲載の科目で、真宗学専攻生が受講履修可能な科目は、宗教の「教科及び教科の指導法に関する科目」として使用することができます。

仏教学専攻

中学校教諭専修免許状 宗教、高等学校教諭専修免許状 宗教

科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位
【教科及び教科の指導法に関する科目】		仏教文化学特殊研究 B	2	仏教学文献研究（チベット）A	2
仏教学特殊研究	4	インド哲学特殊研究	4	仏教学文献研究（チベット）B	2
仏教学特殊研究 A	2	インド哲学特殊研究 A	2	仏教学文献研究（漢文）A	2
仏教学特殊研究 B	2	インド哲学特殊研究 B	2	仏教学文献研究（漢文）B	2
仏教教学史特殊研究 A	2	仏教学文献研究（サンスクリット）A	2	日本仏教史特殊研究 A	2
仏教教学史特殊研究 B	2	仏教学文献研究（サンスクリット）B	2	日本仏教史特殊研究 B	2
仏教文化学特殊研究	4	仏教学文献研究（パーリ）A	2	東洋仏教史特殊研究 A	2
仏教文化学特殊研究 A	2	仏教学文献研究（パーリ）B	2	東洋仏教史特殊研究 B	2

真宗学専攻の表に掲載の科目で、仏教学専攻生が受講履修可能な科目は、宗教の「教科及び教科の指導法に関する科目」として使用することができます。

哲学専攻

中学校教諭専修免許状 社会、高等学校教諭専修免許状 公民

科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位
【教科及び教科の指導法に関する科目】		哲学特殊研究ⅡA	2	哲学文献研究ⅠA	2
宗教哲学特殊研究ⅠA	2	哲学特殊研究ⅡB	2	哲学文献研究ⅠB	2
宗教哲学特殊研究ⅠB	2	哲学特殊研究ⅢA	2	哲学文献研究ⅡA	2
宗教哲学特殊研究ⅡA	2	哲学特殊研究ⅢB	2	哲学文献研究ⅡB	2
宗教哲学特殊研究ⅡB	2	倫理学特殊研究ⅠA	2		
哲学特殊研究ⅠA	2	倫理学特殊研究ⅠB	2		
哲学特殊研究ⅠB	2	倫理学特殊研究ⅡA	2		
		倫理学特殊研究ⅡB	2		

教育学専攻

中学校教諭専修免許状 社会、高等学校教諭専修免許状 地理歴史・公民

科目名	単位	科目名	単位
【教育の基礎的理解に関する科目】		学校カウンセリング実習	2
教育行政学特殊研究 A	2	臨床心理学特殊研究	2
教育行政学特殊研究 B	2	学校カウンセリング特殊研究	2
障害者（児）心理学特殊研究	2	教育学特殊研究 A	2
生涯教育学特殊研究 A	2	教育学特殊研究 B	2
生涯教育学特殊研究 B	2	学校心理学特殊研究	2
異文化間教育学特殊研究 A	2	学習心理学特殊研究	2
異文化間教育学特殊研究 B	2	発達心理学特殊研究	2
教育学文献研究 A	2	心理教育アセスメント論	2
教育学文献研究 B	2	心理教育アセスメント実習	1

日本史学専攻

中学校教諭専修免許状 社会、高等学校教諭専修免許状 地理歴史

科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位
【教科及び教科の指導法に関する科目】		日本仏教史特殊研究 A	2	美術史特殊研究 A	2
古代史特殊研究 A	2	日本仏教史特殊研究 B	2	美術史特殊研究 B	2
古代史特殊研究 B	2	日本史学文献研究 A	2	民俗学特殊研究 A	2
中世史特殊研究 A	2	日本史学文献研究 B	2	民俗学特殊研究 B	2
中世史特殊研究 B	2	日本仏教史文献研究 A	2	歴史地理学特殊研究 A	2
近世史特殊研究 A	2	日本仏教史文献研究 B	2	歴史地理学特殊研究 B	2
近世史特殊研究 B	2	日本法制史特殊研究 A	2	文化財科学特殊研究 A	2
近代史特殊研究 A	2	日本法制史特殊研究 B	2	文化財科学特殊研究 B	2
近代史特殊研究 B	2	考古学特殊研究 A	2		
		考古学特殊研究 B	2		

東洋史学専攻の表に掲載の科目で、日本史学専攻生が受講履修可能な科目は、社会・地理歴史の「教科及び教科の指導法に関する科目」として使用することができます。

東洋史学専攻

中学校教諭専修免許状 社会、高等学校教諭専修免許状 地理歴史

科目名	単位	科目名	単位
【教科及び教科の指導法に関する科目】		東洋史文献研究 A	2
東洋古代史特殊研究 A	2	東洋史文献研究 B	2
東洋古代史特殊研究 B	2	東洋仏教史文献研究 A	2
東洋中世史特殊研究 A	2	東洋仏教史文献研究 B	2
東洋中世史特殊研究 B	2	考古学特殊研究 A	2
東洋近世近代史特殊研究 A	2	考古学特殊研究 B	2
東洋近世近代史特殊研究 B	2	美術史特殊研究 A	2
東洋仏教史特殊研究 A	2	美術史特殊研究 B	2
東洋仏教史特殊研究 B	2		

日本史学専攻の表に掲載の科目で、東洋史学専攻生が受講履修可能な科目は、社会・地理歴史の「教科及び教科の指導法に関する科目」として使用することができます。

日本語日本文学専攻

中学校教諭専修免許状 国語、高等学校教諭専修免許状 国語

科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位
【教科及び教科の指導法に関する科目】		日本語学特殊研究 A	2	日本語学文献研究 A	2
古典文学特殊研究 A	2	日本語学特殊研究 B	2	日本語学文献研究 B	2
古典文学特殊研究 B	2	古典文学文献研究 A	2	中国文学特殊研究 A	2
近代文学特殊研究 A	2	古典文学文献研究 B	2	中国文学特殊研究 B	2
近代文学特殊研究 B	2	近代文学文献研究 A	2		
情報出版学特殊研究 A	2	近代文学文献研究 B	2		
情報出版学特殊研究 B	2	情報出版学文献研究 A	2		
		情報出版学文献研究 B	2		

英語英米文学専攻

中学校教諭専修免許状 英語、高等学校教諭専修免許状 英語

科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位
【教科及び教科の指導法に関する科目】		英語学特殊研究 B	2	英米文化文献研究 A	2
英文学特殊研究 A	2	英米文化特殊研究 A	2	英米文化文献研究 B	2
英文学特殊研究 B	2	英米文化特殊研究 B	2	言語情報処理特殊研究 A	2
米文学特殊研究 A	2	英米文学文献研究 A	2	言語情報処理特殊研究 B	2
米文学特殊研究 B	2	英米文学文献研究 B	2		
英語学特殊研究 A	2	英語学文献研究 A	2		
		英語学文献研究 B	2		

実践真宗学専攻

中学校教諭専修免許状 宗教、高等学校教諭専修免許状 宗教

科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位
【教科及び教科の指導法に関する科目】		布教伝道論研究	2	ビハラスピリチュアル	2
実践真宗学研究	2	組織活動論研究	2	ケア論研究	
真宗教義学研究	2	宗教儀礼論研究	2	カウンセリング論研究	2
現代宗教論研究	2	仏教音楽論研究	2	臨床心理学研究	2
大乘仏教論研究	2	宗教実践特殊研究 (A)	2	精神保健学研究	2
浄土教思想論研究	2	宗教実践特殊研究 (B)	2	老年心理学研究	2
現代社会論研究	2	宗教実践特殊研究 (C)	2	心理療法学研究	2
宗教心理学研究	2	宗教実践特殊研究 (D)	2	社会実践特殊研究 (A)	2
宗教教育学研究	2	宗教実践特殊研究 (E)	2	社会実践特殊研究 (B)	2
仏教伝道史研究	2	真宗人間論研究	2	社会実践特殊研究 (C)	2
真宗伝道史研究	2	生命倫理論研究	2	社会実践特殊研究 (D)	2
真宗教団論研究	2	共生論研究	2	社会実践特殊研究 (E)	2
倫理学研究	2	環境論研究	2	人権平和論研究	2
				臨床宗教教育研究	2

【参考】①

龍谷大学大学院文学研究科学生の学部科目履修に関する内規

制定 2012（平成24）年 2月 8日

（目的）

第1条 この内規は、龍谷大学大学院文学研究科に在籍する学生が、文学部開講科目の科目履修を志願する場合の取り扱いについて規定する。

（資格）

第2条 第4条にもとづき、学部科目の履修を許可されたものは、科目等履修生として扱う。

（出願手続）

第3条 学部科目の履修を志願する者は、所定の願書に履修科目を記入し、文学研究科長に提出する。

（許可）

第4条 文学研究科長は前条の願書を受理したとき、文学研究科委員会の議にもとづき、文学部教授会の承認を経て、これを許可する。

- 2 1学年での学部科目の履修については32単位を上限とし、32単位を超える場合は、原則として許可しない。
- 3 ただし、第6条第1項第2号で定める科目については、前項の上限単位の算入しない。
- 4 履修許可された科目については、原則として履修辞退および登録を取り消すことができないものとする。

（科目等履修料）

第5条 科目等履修料は学費等納入規程において規定し、単位の計算方法は学則に準じる。

（指定科目等）

第6条 前条の規定にかかわらず、以下の号に定める科目については科目等履修料を無料とする。

- (1) 各専攻の基礎となる文学部各学科・専攻の必修科目
- (2) 文学研究科委員会が修了の条件として在学中に単位修得するよう指定した科目

（教職課程の履修について）

第7条 第5条の規定にかかわらず、教職課程の履修にあたって以下の号に定める科目については、科目等履修料を無料とする。

- (1) 「教職に関する科目」
- (2) 大学院文学研究科各専攻で取得できる免許教科の「教科に関する科目」
- (3) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目のうち、「日本国憲法」「体育」「情報機器の操作」に関する科目
- (4) 本学が教員免許状取得のうえで特に必要と定める科目

第8条 高等学校教諭免許状を取得するために必要な科目を履修する場合は、第7条の規定にしたがって無料とする。ただし、専攻ごとに取得できる高等学校教諭専修免許状の免許教科を次のとおり指定する。

真宗学、仏教学……………宗教科
哲学、教育学、臨床心理学……………公民科
教育学、日本史学、東洋史学……………地理歴史科
日本語日本文学……………国語科
英語英米文学……………外国語（英語）科

第8条の2 中学校教諭免許状を取得するために必要な科目を履修する場合は、第7条の規定にしたがって無料とする。ただし、専攻ごとに取得できる中学校教諭専修免許状の免許教科を次のとおり指定する。

真宗学、仏教学……………宗教科
哲学、教育学、日本史学、東洋史学……………社会科
日本語日本文学……………国語科
英語英米文学……………外国語（英語）科

第 8 条の 3 第 8 条及び第 8 条の 2 で専攻ごとに指定される専修免許状の教科とは異なる、中学校教諭一種免許状または高等学校一種免許状を取得するために必要な科目を履修する場合、教職に関する科目は無料とし、教科に関する科目は有料とする。

第 8 条の 4 教職課程を履修する場合で、本学学部在籍時に龍谷大学学則第 32 条関係別表 4 に定める科目を履修していない場合には、教職課程履修料の納入に関する要領の定めに基づき、第 5 条で規定している科目等履修料とは別に教職課程履修料を納入しなければならない。

(諸課程)

第 9 条 学則で定める、博物館学芸員資格、図書館司書資格、学校図書館司書教諭資格、本願寺派学階資格、本願寺派教師資格の課程で、資格取得に必要な必修科目については無料とする。

第 10 条 第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 8 条の 2、第 8 条の 3、第 9 条で無料と定められた科目以外はすべて有料とする。

(履修制限科目等)

第 11 条 履修制限科目については、原則として「科目等履修生に関する要項」(平成 23 年 2 月 10 日制定)に基づくものとする。

- 2 情報教育科目及び「考古学実習」「文化財実習」、図書館司書資格課程の一部科目については、受講者数に制限があるため、その選考にあたっては、文学部在学生の履修登録を優先する。
- 3 「博物館実習」の受講については、「文学部博物館学芸員課程博物館実習内規」により取り扱うものとする。
- 4 本条第 1 項第 2 項に定める科目のほか、科目の性格上履修を認められない場合もある。

(実習科目の実習費)

第 12 条 教育実習など実習科目にかかる実習費について、別途徴収する場合がある。

(単位・認定証明書発行)

第 13 条 学部科目の履修により所定の試験に合格した者は、龍谷大学学則第 27 条および第 58 条の 2 第 2 項に基づき、単位を認定する。

2. 前項において認定された単位の証明については、願い出により証明書を発行することができる。

付 則

1. この内規は、2012 年 2 月 8 日より施行する。本内規の制定に伴い、「龍谷大学大学院文学研究科学生の学部聴講に関する内規」(1980 年 4 月 1 日施行)は廃止する。

付 則 (2012 年 9 月 26 日、第 4 条～第 12 条改正、第 13 条追加)

1. この内規は、制定日より施行する。

付 則 (2013 年 2 月 8 日、第 4 条第 3 項改正・第 4 項追加)

1. この内規は、制定日より施行する。

付 則 (2018 年 10 月 24 日、第 5～7 条改正、第 8 条の 4 を追加)

1. この内規は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
2. この内規は、2019 年度入学生から適用する。

付 則 (2024 年 1 月 24 日、第 9 条改正)

1. この内規は、制定日より施行する。

【参考】②

龍谷大学大学院実践真宗学研究科学生の学部科目履修に関する内規

制定 2012（平成24）年 2月 8日

（目的）

第1条 この内規は、龍谷大学大学院実践真宗学研究科に在籍する学生が、文学部開講科目の科目履修を志願する場合の取り扱いについて規定する。

（資格）

第2条 第4条にもとづき、学部科目の履修を許可されたものは、科目等履修生として扱う。

（出願手続）

第3条 学部科目の履修を志願する者は、所定の願書に履修科目を記入し、実践真宗学研究科長に提出する。

（許可）

第4条 実践真宗学研究科長は前条の願書を受理したとき、実践真宗学研究科委員会の議にもとづき、文学部教授会の承認を経て、これを許可する。

- 2 1学年での学部科目の履修については32単位を上限とし、32単位を超える場合は、原則として許可しない。
- 3 履修許可された科目については、原則として履修辞退および登録を取り消すことができないものとする。

（科目等履修料）

第5条 科目等履修料は学費等納入規程において規定し、単位の計算方法は学則に準じる。

（指定科目等）

第6条 前条の規定にかかわらず、以下の号に定める科目については科目等履修料を無料とする。

- (1) 実践真宗学専攻の基礎となる文学部真宗学科の必修科目
- (2) 実践真宗学研究科委員会が修了の条件として在学中に単位修得するよう指定した科目

（教職課程の履修について）

第7条 第4条の規定にかかわらず、教職課程の履修にあたって以下の号で定める科目については、科目等履修料を無料とする。

- (1) 教職に関する科目
- (2) 実践真宗学研究科実践真宗学専攻で取得できる免許教科の「教科に関する科目」
- (3) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目のうち、「日本国憲法」「体育」「情報機器の操作」に関する科目
- (4) 本学が教員免許状取得のうえで特に必要と定める科目

第8条 第7条に指定される免許教科とは異なる、中学校教諭一種免許状または高等学校一種免許状を取得するに必要な科目を履修する場合、教職に関する科目は無料とし、教科に関する科目は有料とする。

第9条 教職課程を履修する場合で、本学学部在籍時に龍谷大学学則第32条関係別表4に定める科目を履修していない場合には、教職課程履修料の納入に関する要領の定めに基づき、第5条で規定している科目等履修料とは別に教職課程履修料を納入しなければならない。

(諸課程)

第10条 学則で定める、博物館学芸員資格、図書館司書資格、学校図書館司書教諭資格、本願寺派学階資格、本願寺派教師資格の課程で、資格取得に必要な必修科目については無料とする。

第11条 第6条、第7条、第8条、第9条で無料と定められた科目以外はすべて有料とする。

(履修制限科目等)

第12条 履修制限科目については、原則として「科目等履修生に関する要項」(平成23年2月10日制定)に基づくものとする。

- 2 情報教育科目及び「考古学実習」「文化財実習」、図書館司書資格課程の一部科目については、受講者数に制限があるため、その選考にあたっては、文学部在学生の履修登録を優先する。
- 3 「博物館実習」の受講については、「文学部博物館学芸員課程博物館実習内規」により取り扱うものとする。
- 4 本条第1項第2項に定める科目のほか、科目の性格上履修を認められない場合もある。

(実習科目の実習費)

第13条 教育実習など実習科目にかかる実習費について、別途徴収する場合がある。

(単位・認定証明書発行)

第14条 学部科目の履修により所定の試験に合格した者は、龍谷大学学則第27条および第58条の2第2項に基づき、単位を認定する。

- 2 前項において認定された単位の証明については、願い出により証明書を発行することができる。

付 則

1. この内規は、2012年2月8日より施行する。本内規の制定に伴い、「龍谷大学大学院実践真宗学研究科学生の学部聴講に関する内規」(平成21年4月1日施行)は廃止する。

付 則 (2013年2月8日、第4条第3項追加)

1. この内規は、制定日より施行する。

付 則 (2018年10月24日、第5~7条第1項及び第2号改正、第9条を改正、第9条から13条までを1条ずつ繰り下げ)

1. この内規は、2019年4月1日から施行する。
2. この内規は、2019年度入学生から適用する。

付 則 (2024年1月24日、第10条改正)

1. この内規は、制定日より施行する。

IV. 教育実習の履修について 「教育実習指導Ⅰ・Ⅱ」

1. 本学における教育実習に関する科目

大学における事前・事後指導と、中学校または高等学校において実施する教育実習の両方を受講する必要があります。

本学では、次のとおり開講しています。

科目名	単位	内容
「教育実習指導Ⅰ」	1	事前指導
「教育実習指導ⅡA」(中一種免必修)	4	実習および事後指導
「教育実習指導ⅡB」(高一種免必修)	2	実習および事後指導

※中学校・高等学校の両方の免許を取得する場合は、「教育実習指導ⅡA」(4単位)を履修する必要があります。

○「教育実習指導Ⅰ」について

大学での事前指導です。教育実習実施年度に登録・履修することとなります。

○「教育実習指導ⅡA」「教育実習指導ⅡB」について

教育現場における実習を内容とします。なお、実習後に大学で事後指導をおこないます。

不明な点があれば教職センターまたは Campus HUB まで問い合わせてください。また授業日程等の連絡事項については常にポータルサイト等にておこないます。

2. 教育実習についての基本的留意事項

『教育職員免許法』に基づき、免許取得条件の重要科目に教育実習があります。教育実習は法律により、中学校免許には5単位、高等学校免許には3単位の修得が必要です。

「教育実習指導ⅡA」(4単位)または「教育実習指導ⅡB」(2単位)で教育実習に参加し、大学における事後指導を受けますが、そのすべてに合格することが必要です。

とりわけ、中学校、高等学校における教育実習は、実習校での正規の教育活動の中で行われます。実習生であってもその学校の教員として、自覚と責任を持って参加し、その学校の教育目標を理解し、服務規程、規律等を守り、勤務時間内だけでなく、実習期間全体を通して教育活動に専念しなければなりません。さらに授業実践においては、大学で履修した理論や、模擬授業等教育実践活動の体験を生かし、授業範囲の教材研究等を十二分に、成果を上げるよう万全の努力をする必要があります。

このようなことを充分果たせる能力と自覚を養うため、先修科目の設定や、事前・事後指導等を厳しく実施しています。

教育実習は、大学と実習校との間で所定の手続き等を行い、厳密なルールのもとに実施されています。したがって、実習を予定している学生は、大学および実習校との間でも一定の手続きが必要です。実習生個々の不注意や、安易な対応があれば受入校に多大な迷惑がかかり、また今後の教育実習について重大な支障が起こることがありますので注意してください。

今日の法制においては、実習生受け入れは各学校にとっては義務ではなく、将来の教師養成という高邁な精神からの協力によるものです。実習生がこの理念を損なうようなことがあれば教育実習の制度を揺るがすことにもなりかねません。

教育実習にあたっては、前年から説明会に参加することが必要であり、些細なことでも不明な点は、教職センターまたは Campus HUB に問い合わせ指示どおり対処するよう心がけてください。ルール等を守れない者は実習資格を失うこともあるので、慎重に対処してください。

3. 教育実習の履修登録

履修登録期間中に所定の履修登録をしなければ教育実習は受けられません。また教育実習実施の前年度に実施する説明会で教育実習の〈第1次予備登録〉および〈第2次予備登録〉の手続きが必要です。(説明会で登録書類を配付しますので必ず出席してください。欠席の場合は以後の受講はできません。)

4. 教育実習の受講資格

ア. 当該年度(教育実習実施年度)において卒業見込みの者

イ. 前年度中に〈教育実習予備登録〉等所定の手続きを完了している者

ウ. 前年度までに教育実習先修科目を修得していること ※7 ページに詳細を記載しています。

5. 教育実習の評価

教育実習の評価は「教育実習指導Ⅰ」(事前指導)1単位と「教育実習指導ⅡA」(中一種免必修)4単位、または「教育実習指導ⅡB」(高一種免必修)2単位を個々に評価します。なお、「教育実習指導ⅡAまたはⅡB」については、実習校での成績と大学における成績による総合評価とします。

6. 教育実習校の選定

教育実習校は、原則として実習希望者の出身校で実施できるよう、あらかじめ前年度中に個別に内諾を得ることが必要です(地域によっては内諾を得るのに特別な手続きがあります。詳細は3年次4月の説明会で説明します)。内諾の後に大学と実習校との間で依頼等諸手続きを開始します。しかし、出身校に取得を希望する免許教科のない場合(例:宗教科)は、前年度中に大学と協議し、大学指定校等によって実習することができますが、個人の安易な判断ではできませんので、事前に必ず教職課程担当教員と面談の上、承認を得てください。

教育実習に関する年間スケジュール

実施年度	スケジュール		内 容		該当者	実施担当 提出先等
	内 容	実施時期	出身校実習	指定校 実習		
実 習 前 年 度	オリエンテーション 教育実習説明会 A	4月 ～5月	教育実習第1次予備登録		実習希望者 全員	大宮学舎 教職センター
	実習校内諾依頼	5月 ～7月	出身校への 実習申込	京都市立校・ 大阪市立校は 事前説明会に 参加	実習希望者 各自	
	事前研修会	7月 ～8月	京都市・大阪市立校は事前研修 会に参加		該当者のみ	
	教育実習説明会 B	9月 ～10月	教育実習第2次予備登録		実習予定者 全員	大宮学舎 教職センター
	書類提出	10月	説明会 B の配付書類提出		実習予定者 全員	大宮学舎 教職センター
実 習 実 施 年 度	履修登録	3月 ～4月	「教育実習指導Ⅰ」 および「教育実習指導ⅡA」 (中一種免) または「教育実習指導ⅡB」 (高一種免) および「教職実践演習」		実習受講 有資格者	WEB 登録
	教員免許取得 確認届提出	4月			実習受講 有資格者	大宮学舎 教職センター
	教育実習説明会 C	4月	実習関係手続書類配付		実習受講 有資格者	大宮学舎 教職センター
	実習校配当発表	5月		大学指定校・京 都市立校等配当 校発表	指定・配当希望 者	大宮学舎 教職センター
	教育実習巡回指導教 員への依頼	5月	実習期間前及び実習前半に巡 回指導教員に連絡し、指導を受 ける。		該当者のみ	
	実習実施	5月 ～11月	実習校の指示・受け入れ条件に 従って実施		実習生全員	
	教育実習巡回指導	5月 ～11月	近畿圏実習校等に巡回実施。		該当者のみ	
	教育実習事後指導	5月 ～11月	実習終了後、所定の報告書提 出、指導を受ける		実習終了者	大宮学舎 教職センター
	教員免許状一括申請 説明会書類提出	10月 ～12月	免許申請手続書類		一括申請希望の 有資格者	大宮学舎 教職センター
	免許状授与	3月 卒業証書 授与式	免許授与受渡書類 教育実習簿返却		免許取得者	

注意事項

- ①次年度に行う教育実習の手続き等のための説明会を、3回生前期（第5セメスター）から順次行います。説明会に出席して指定の書類を提出しない場合、次年度の教育実習には行けません。注意してください。
- ②スケジュール表の中の説明会・書類配布および書類提出等の日時は、事前にポータルサイト等で伝達しますので、前記のスケジュールには特に注意してください。なお、指定された日時に出席および書類提出がない場合は、受講の意志なき者として以後一切受付けないことがあります。
- ③公立学校での教育実習実施については、所管の教育委員会への申込手続きを必要とする場合が多く、またその申込手続きの方法、書式、申込時期が異なります。必ず説明会に出席し、所定の手続きを取る必要があります。

V. 介護等体験の履修について

1. 本学における介護等体験に関する科目

中学校教諭免許状を授与申請する者は、1998年4月1日施行の「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下『介護等体験法』）」により、障がい者、高齢者等に対する介護、介助、これらの人々との交流等の体験（「介護等体験」）が必要です。介護等体験は、大学における事前・事後指導と特別支援学校、社会福祉施設等において実施する体験諸活動を履修します。

履修登録する前年度から別途手続きの説明会や講演会が始まります。
必ず参加して下さい。

本学では、次のとおり開講しています。

科目名	単位	内容	配当年次
介護等体験	2	事前指導、介護等体験、事後指導	3～

2. 介護等体験についての基本的留意事項

「介護等体験法」に基づき、小学校、中学校教諭普通免許状の授与を受けようとする者は、特別支援学校2日間、社会福祉施設等5日間の「介護等体験」が義務付けられています。本学では、科目「介護等体験」の履修及び修得が必要となります。また、体験に先立って、前年度9月～10月頃から説明会及び講演会などの事前指導を行います。

介護等体験においては、諸学校や諸施設における多様な活動の中で、ボランティア意識をより高めるとともに、体験期間終了後も、より広範な社会的活動の実践に是非つなげてほしいと考えています（ボランティアについては35ページ参照）。

介護等体験は、特別支援学校や社会福祉施設等の全面的な協力の下で、正規の教育活動中や福祉活動中において行われます。体験等の活動といえども、指導や活動に当たられている教員や職員と同様に、自覚と責任をもって参加し、諸学校や諸施設の規則や規律を守り、誠意と熱意をもって介護等の体験に専念しなければなりません。

特に介護等体験は、大学と当該教育委員会や当該社会福祉協議会との間で、体験を円滑に進めるために必要なルールを設定し、所定の手続きや調整を行いながら実施することになります。そのため、介護等体験を予定している学生と大学や諸学校・諸施設の間でも、一定の手続きが必要です。遅刻、欠席、体験者個々の不注意、不用意な言動や安易な対応があれば、ただちに体験資格を失うこととなりますので、慎重に対処してください。

些細なことでも不明な点は、教職センターまたは Campus HUB に問い合わせ、指示通り対処するよう心がけてください。

3. 介護等体験の履修登録

体験を行う年度に、科目「介護等体験」の履修登録が必要です。

※「小学校教諭免許状取得支援制度」の併修正も「介護等体験」を行う必要があります。

4. 介護等体験の受講対象

中学校教諭一種免許状取得希望者

5. 介護等体験を免除される者

上記の介護等体験の受講対象者のうち、「介護等体験法」に示された次の者は、介護等体験を免除されます。

ただし、介護等体験を免除される者は、教職センターに問い合わせてください。

ア. 1998年4月1日以前に大学等に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第1に規定する小学校または中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得た者

イ. 介護等に関する専門的知識及び技術を有するとして文部科学省令で定める者

- ① 保健師の免許を受けている者
- ② 助産師の免許を受けている者
- ③ 看護師の免許を受けている者
- ④ 准看護師の免許を受けている者
- ⑤ 特別支援学校の教員の免許を受けている者
- ⑥ 理学療法士の免許を受けている者
- ⑦ 作業療法士の免許を受けている者
- ⑧ 社会福祉士の資格を有する者
- ⑨ 介護福祉士の資格を有する者
- ⑩ 義肢装具士の免許を受けている者

*上記①～⑩の免許状と中学校教諭免許状とを並行して授与申請する者は、「介護等体験」の履修登録が必要となります。

ウ. 身体上の障がいにより介護等体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定める者。身体障害者福祉法の規定により交付された身体障害者手帳に、障がいの程度が1級から6級である者として記載されている者

6. 介護等体験を行う諸学校・諸施設の選定と事務手続き

介護等体験を行う諸学校・諸施設の選定は、原則として大学と当該教育委員会や当該社会福祉協議会との間で、協議と調整を経て決定します。なお、特別な理由があつて出身の都道府県での介護等体験を希望する者は、事前に必ず教職課程担当の教員に申し出て指示に従ってください。

「介護等体験」の授業日程等については常にポータルサイト等に注意し、必ず出席してください。事前に連絡のない無断欠席や書類未提出者は、履修登録後であっても介護等体験を希望しない者とします。

介護等体験に関するスケジュール（実施日時等はポータルサイト等で連絡）

スケジュール	時期	内容	対象
説明会①	前年度9月～10月頃	介護等体験の意義や制度、事前調査	希望者全員
説明会②	前年度1月	体験申込用紙の記入および提出	希望者全員
講演会①	前年度2月	特別支援学校における介護等体験について	希望者全員
健康診断・履修登録	3月～4月	卒業年次対象の健康診断と「介護等体験」の履修登録	希望者全員
説明会③	当該年度4月	前期介護等体験実施の時期と場所の連絡 後期介護等体験希望者の申込	希望者全員
講演会②	当該年度4月	福祉施設における介護等体験について <前年度2月に同時開催される場合があります。>	希望者全員
介護等体験の実施	当該年度5月以降	特別支援学校：2日間、福祉施設：5日間	該当者全員
説明会④	当該年度9月	後期介護等体験実施の時期と場所の連絡	後期配当者のみ
体験終了報告	体験終了後随時	証明書確認、記録簿提出	該当者全員

<注意事項>

- ア 中学校免許状取得希望者は、体験前年度の9月～10月頃に開催する申込説明会から、必ず出席してください。
- イ 介護等体験は全国共通の制度ですが、その実施に関しては、各都道府県で個別に運用されています。そのため、受入都道府県によって異なる申込日程や提出書類に対処する必要があるため、上記のスケジュールを組んでいます。細心の注意を払ってください。
- ウ 指定された日時に出席および書類提出がない場合は、受講の意志なきものとして処理します。
- エ 特別支援学校、社会福祉施設のそれぞれの体験終了後すみやかに体験証明書を深草教職センターまで持参してください。
- オ 介護等体験修了証明書は再発行できません。卒業年次の教員免許状申請時まで各自で大切に保管してください。

VI. 教職実践演習の履修について

- (1) 「教職実践演習」の受講対象者
校種に関わらず教員免許状を取得しようとする者。
- (2) 「教職実践演習」の受講資格
 - ① 当該年度の前期まで、教職カルテ*の記入を行っている者（教職カルテについては、教職課程の授業科目の中で、随時説明します）。
 - ② 前年度までに教育実習先修科目の単位を修得している者（7 ページ「教育実習の先修科目」一覧を参照してください）。

*「教職カルテ」

教職カルテは、教職課程を履修する学生全員が、「教職課程での学びの記録（ポートフォリオ）」を記入するもので、教職課程の履修登録の役割も果たしています。

具体的には、教職に関わってどのような学びを行ってきたか、ボランティア活動等にどのように取り組んできたかの記録を残していくものです。また、半期毎に自らの学びを振り返り、反省点や今後への抱負等も書き込んでいきます。教職カルテは、教職担当教員も参照することができ、学生指導の資料として活用することになります。

「教職実践演習」は、教職課程の総まとめの授業であり、受講生の「教職カルテ」を参考にしながら、教員としての資質能力の向上を目指すもので、主に次の4つの事項を扱います。

- ① 使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項
- ② 社会性や対人関係能力に関する事項
- ③ 生徒理解や学級経営等に関する事項
- ④ 教科内容等の指導力に関する事項

VII. 学校現場へのボランティア活動について

近年、公立学校におけるクラブや放課後の活動の指導補助、授業中の児童・生徒の指導援助等に関わるボランティアが盛んになってきました。教職を目指すみなさんにとっても「現場を学ぶ」絶好のチャンスですので、積極的に取り組んでほしいと思います。

ただし、教育活動の一端に参加するのですから、ふさわしい姿勢や心構えが必要となります。ルールを守り、社会人として容認される服装や品位のある言動が求められます。

ボランティア事業については、都道府県や学校を設置している市町村単位で立案し、実施されている所が多いようです。例えば、現在、京都市内公立学校、京都府内（山城地区）公立学校、大阪府内公立学校などでは、数多くの学校が受入れを行っています。ただ、地域や学校によって形態は様々ですので、本学のNPO・ボランティア活動センターや教職センターを活用して、情報を集めてください。

なお、京都市立学校については、本学と京都市教育委員会との間で、「学生ボランティア」学校サポート事業についての協定書を締結し、次のようなルールを決めています。

1. 概要

京都市教育委員会では、平成15年度から「学生ボランティア」学校サポート事業を実施しています。この事業は、大学との連携の下、教職を目指す学生や高い専門的知識技能を持った学生が市立学校幼稚園で教育活動にかかわることで自己の資質の向上を図る機会として協定を締結しました。

2. 参加資格

3年次以上とする。

3. 対象学校園

京都市立幼稚園，小学校，中学校，高等学校，総合支援学校

4. ボランティアの内容（例）

- ア 学級担任の補助，学校行事・部活動等の補助
- イ 各教科等の指導におけるティーム・ティーチングの補助
- ウ コンピュータや理科実験などの実技の補助
- エ 特別な教育的支援の必要な児童・生徒への支援
- オ 障がいのある児童生徒の学習・学校生活への支援
- カ 外国人児童・生徒の学校生活における相談・コミュニケーション支援・通訳
- キ 放課後における子どもの学習相談・遊び

5. 応募方法

京都市総合教育センター ホームページ

(<https://skc-cms.edu.city.kyoto.jp/sogokyoiku/center/yosei/volunteer>) を見て応募したいボランティアを選ぶ。

↓

各学舎の教職センターへ申し出る（教職課程担当教員との面談）。

↓

学校へ連絡し、面接日時を予約する。

↓

面接の結果、活動内容・時期が決定すれば活動を開始する。

6. 協定書

龍谷大学（以下「甲」という。）と京都市教育委員会（以下「乙」という。）は、「学生ボランティア」学校サポート事業における学生の派遣に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲の派遣する学生が、京都市立学校・園において、必要とされる教育活動の支援を行うことにより、教育活動の活性化を図るとともに、学生の資質の向上を図ることを目的とする。

（派遣学生の決定）

第2条 甲は、派遣学生の希望と学校・園の希望が一致する者を推薦し、学校・園の合意を得て学生を派遣する。

（活動内容等）

第3条 派遣学生の活動（実習）内容、期間及び条件については、学校・園の校長と派遣学生との間で決定する。その他、実習について必要なことがらについては、学校・園の校長と甲の担当責任者との合意により、決定する。

（経費）

第4条 派遣された学生に対する実費弁償は1回につき1,111円（所得税源泉徴収額を含む。）とする。

（保険加入）

第5条 派遣学生は、活動にあたって、賠償責任保険（ボランティア保険等）に加入するものとする。

2 乙は、保険の加入手続きを行い、保険料を負担する。

（その他）

第6条 本協定に定める事項で疑義が生じたとき、又は本協定に定めるもののほか、災害補償等必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

VIII. 教育職員免許状の申請について

教育職員免許状は、教育職員免許法第5条7項により、各都道府県教育委員会が授与するものです。したがって、本学において所定の単位を修得した者は、本人が居住する都道府県の教育委員会に免許授与の申請をすることによって教育職員免許状を取得することができます。これを「個人申請」といいます。また、大学が一括して京都府教育委員会に免許申請する場合を「一括申請」といいます。一括申請ができる者は、3月卒業（修了）予定者のみです。一括申請を希望する方は、出願についての説明会書類の受付を行いますので、これに従ってください。日時については事前にポータルサイト等で連絡します。この説明会は卒業式の当日に免許状が授与されるよう行なうもので、書類提出等を怠ると、卒業の日に免許状の授与ができないので充分注意する必要があります。

9月卒業（修了）の者はすべて個人申請となります。個人申請の場合は、卒業（修了）後に申請することになります。教育委員会ごとに手続書類の様式等が異なりますので、申請する教育委員会になるべく早めに指導を受けてから手続きを行うようにしてください。

IX. 「小学校教諭免許状取得支援制度」について

2007年4月から、2007年度以降入学生（短期大学部生を除く）を対象に、「小学校教諭免許状取得支援制度」を開始しています。これは、本学在学中に「佛教大学通信教育部特別科目等履修生」として、小学校教諭の免許状を取得するために必要な単位を修得する制度です。

本制度については、1年生を対象に4月以降に開催する教職課程履修説明会にて説明しますので、履修希望者は必ず参加してください。説明会の詳細については、ポータルサイト等でお知らせします。

X. 各種教諭免許状取得支援制度について

龍谷大学在学中に、本学と協定を結んでいる大学の「通信教育課程特別科目等履修生」として、幼稚園教諭免許状取得または小学校教諭免許状取得に必要な単位を修得する制度を設けています。この制度を利用し必要単位を修得することで、本学卒業時に「幼稚園教諭免許状取得支援制度」の履修者は幼稚園教諭免許状を、「小学校教諭免許状取得支援制度」の履修者は小学校教諭免許状を申請することができます。

本制度については、1年生を対象に5月以降に開催する教職課程履修説明会にて説明しますので、履修希望者は必ず参加してください。説明会の詳細については、ポータルサイト等でお知らせします。

※幼稚園教諭免許状課程と小学校教諭免許状課程の併修はできません。

XI. 学校図書館司書教諭課程

司書教諭とは、小学校・中学校・高等学校の図書館で専門的職務に従事する教員のことをいいます。1997年の学校図書館法の改正により、2003年度から12学級以上の規模を持つすべての小中高の図書館への司書教諭の配置が義務づけられています。

司書教諭は学校司書と同じく、学校図書館における専門的職務であり、深い人間理解に基づく、豊かな読書指導を行うことはもとより、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を開催したり、児童・生徒の学習に対して図書館の利用に関する指導を行うこと等を職務としています。

1. 司書教諭の要件

司書教諭の資格を得るには、以下の2つの条件を備えていなければなりません。

- ①教諭であること（教員免許状を有すること）
- ②司書教諭の講習を修了していること

本学において、これらの条件を備えるには、卒業に必要な科目の修得のほかに「教職課程」と「学校図書館司書教諭課程」の2課程を履修しなければなりません。そのため、4年間もしくはそれ以上にわたる綿密な履修計画をたてる必要があります。

2. 学校図書館司書教諭課程の開設科目

文部科学省令に定める司書教諭に関する科目と単位、および本学で該当する科目と単位は、次表のとおりです。必修科目5科目10単位、すべての修得が必要です。

	法令上の科目		本学開設科目		開講 学舎	配当セメ	配当年次
	科目名	単位数	科目名	単位数			
必修科目	学校経営と学校図書館	2	(学)学校経営と学校図書館	2	深草	3	2～
	学校図書館メディアの構成	2	(学)学校図書館メディアの構成	2	深草	3	2～
	学習指導と学校図書館	2	(学)学習指導と学校図書館	2	深草	4	2～
	読書と豊かな人間性	2	(学)読書と豊かな人間性	2	深草	4	2～
	情報メディアの活用	2	(学)情報メディアの活用	2	深草	4	2～

3. 学校図書館司書教諭講習「修了証書」授与申請の手続き

司書教諭の講習を修了していることを証明するには、文部科学省に学校図書館司書教諭講習「修了証書」授与の申請手続きを行うことが必要です。具体的には、文部科学大臣の委嘱を受けた大学等の教育機関（以下、「講習機関」注）を通し、手続きすることになります。

注）講習機関（文部科学大臣の委嘱を受けた大学等の教育機関）近畿圏では京都教育大学、滋賀大学、大阪教育大学、奈良教育大学、和歌山大学などがあります（過年度実績）。

ただし、以下の要件を充足することを条件に、所定の手続きをすれば、本学が代理で申請手続きをします。

2016年度より手続きを変更し、在学時にも申請が可能となりました。特に、近年「教員採用試験」等で「学校図書館司書教諭」の資格を有していることにより、自治体等によっては、加点措置など優遇される場合があります。できるだけ、2年次までに科目を修得し、3年次の時点で申請することを薦めます。

① 在学時手続きの場合【3年次以上】

- (1) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得していること。
- (2) (1)までの期間に、司書教諭に関する科目の単位をすべて修得していること。

手続きなどの詳細については、4月～5月頃にポータルサイト等にてお知らせします。なお、この場合「修了証書」は、申請した翌年の3月以降にお渡しする予定です。

② 卒業時点で申請する場合【卒業年次生対象】

(1) 【学部生の場合】翌年3月に卒業すること。

(2) 翌年3月までに教員免許状を取得していること。

※ 学部生が翌3月(卒業式)までに教員免許状を取得するためには、当年度の10~11月頃に「一括申請」の申込手続きをしなければなりません。「一括申請」とは、大学が申請者に代わって一括で免許状を申請することです。この手続きをしなかった場合には、卒業後に個人で申請することになります。

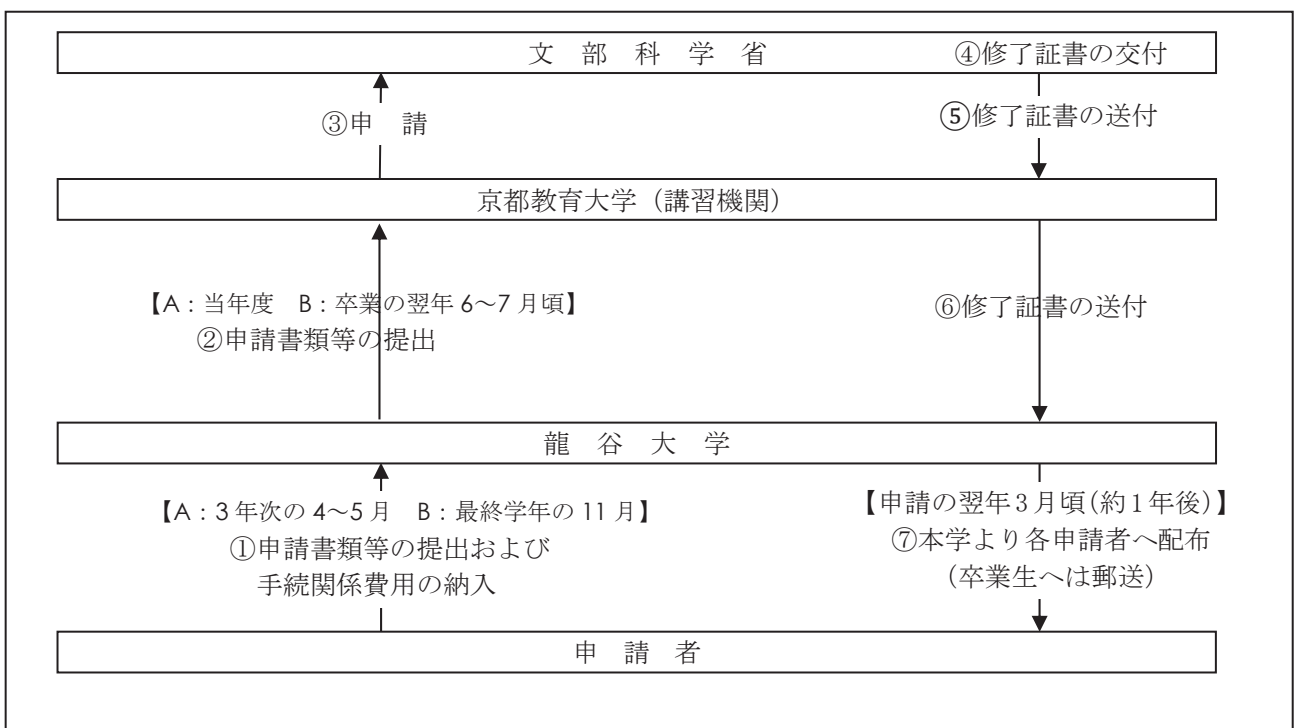
(3) 翌年3月までに、司書教諭に関する科目の単位をすべて修得していること。

手続きなどの詳細については、11~12月頃に卒業(大学院修了)予定者に対しポータルサイト等にてお知らせします。

なお、この場合「修了証書」は、申請した翌年の3月(卒業年次生の場合、卒業から1年後)以降に本学より各申請者に郵送する予定です。

【参考】「修了証書」授与までの手続きの流れ(予定)

A: 在学生の場合 B: 卒業年次生の場合



特に卒業年次生で申請する場合には、卒業後に申請内容に変更(改氏名、本籍地変更、住所変更など)があれば、直ちに本学担当者に連絡しなければなりません。これを怠ると、正しく「修了証書」が発行されず、場合によっては授与が認められませんのでご注意ください。

XII. 教員免許状取得までの流れ

月	1年次	月	2年次
4	入学式	4	各種教諭免許状併修開始 (幼稚園または小学校の教員免許状取得希望者のみ)
5	第1回教職課程説明会	10	介護等体験説明会① ^{注2} 教職カルテ入力開始
10	第2回教職課程説明会	1	介護等体験説明会② (各都道府県説明会) 教職課程履修料(3年次分)納入
12	各種教諭免許状取得支援制度説明会 ^{注1}	2	介護等体験講演会①
1	教職課程履修登録のための説明会 教職課程履修料(2年次分)納入		

月	3年次	月	4年次
4	教職課程オリエンテーション (教育実習第1次予備登録) 教育実習説明会A (実習予定校訪問開始) 介護等体験説明会③ 介護等体験講演会②	4	教育実習説明会C
5	介護等体験、順次開始 (社会福祉施設5日間) (特別支援学校2日間)	5	教育実習、順次開始 (実習終了後、事後指導)
9~	介護等体験説明会④	5~	(教員採用試験1次)
10	教育実習説明会B (教育実習第2次予備登録 +必要書類の提出 →教育実習内諾手続完了)	7	
12	(介護等体験終了)	6~	(教員採用試験2次)
1	教職課程履修料(4年次分)納入	9	「教職実践演習」履修開始
		10	教員免許状申請説明会
		12	(教育実習終了)
		3	教員免許状授与(卒業式当日)

※ 本表の各説明会・講演会の内容や実施時期については、変更する可能性があるため、ポータルサイト等で必ず確認してください。

※ 教職課程履修料の納入時期等詳細は、別途ポータルサイト等で周知します。

※ 教員採用試験の実施時期については、各自治体のホームページ等で確認してください。

^{注1} 幼稚園または小学校の教員免許状取得希望者は必ず参加してください。

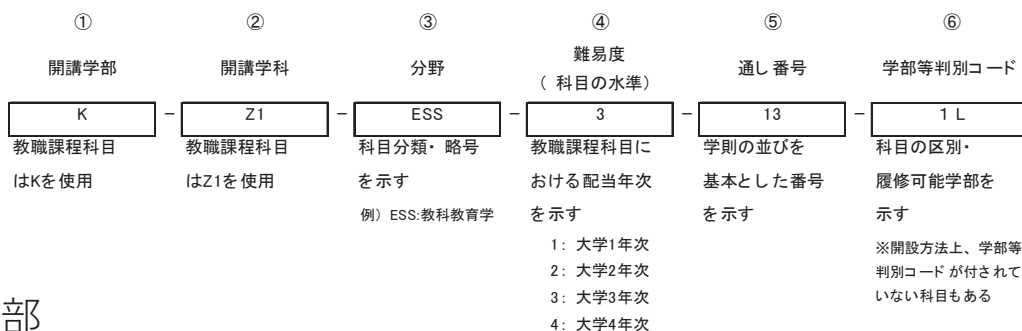
^{注2} 介護等体験は3年次以上で配当されています。この表の流れは、3年次で体験に行くケースを記しています。いずれの年次で体験に行く場合も、その前年次から行う全ての説明会・講演会に出席しない場合は、体験に行くことはできません。ポータルサイト等での連絡に十分注意してください。

XIII. 科目ナンバリング

科目ナンバリングとは、授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系的性を明示する仕組みです。教職課程科目のナンバリングコードは次のとおりです。

※「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」・教科教育法・教職に関する科目の随意科目のみ掲載
 ※科目ナンバリングにおいて、授業科目名は学則の並びに基づきます。

<例>「国語科教育法Ⅰ」の場合



文学部

科目区分	授業科目名	単位数	科目ナンバリング
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	教職コンピュータ基礎	2	K-Z1-THI-2-01-L
	体育実技	1	K-Z1-DMB-2-01-L
教科及び教科の指導法に関する科目	国語科教育法A	2	K-Z1-ESS-2-11-AL
	国語科教育法B	2	K-Z1-ESS-2-12-BL
	国語科教育法Ⅰ	2	K-Z1-ESS-3-13-1L
	国語科教育法Ⅱ	2	K-Z1-ESS-3-14-2L
	英語科教育法A	2	K-Z1-ESS-2-51-AL
	英語科教育法B	2	K-Z1-ESS-2-52-BL
	英語科教育法Ⅰ	2	K-Z1-ESS-3-53-1L
	英語科教育法Ⅱ	2	K-Z1-ESS-3-54-2L
	宗教科教育法A	2	K-Z1-ESS-2-01-AL
	宗教科教育法B	2	K-Z1-ESS-2-02-BL
	宗教科教育法Ⅰ	2	K-Z1-ESS-3-03-1L
	宗教科教育法Ⅱ	2	K-Z1-ESS-3-04-2L
	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	K-Z1-ESS-3-21-1
	社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2	K-Z1-ESS-3-22-2
	社会科・公民科教育法Ⅰ	2	K-Z1-ESS-3-23-1
社会科・公民科教育法Ⅱ	2	K-Z1-ESS-3-24-2	
教育の基礎的理解に関する科目	教職論	2	K-Z1-EDU-2-11
	学校教育社会学	2	K-Z1-EDU-2-12
	教育課程論	2	K-Z1-EDU-2-13
	特別支援教育概論	2	K-Z1-EDU-2-14
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育指導法	2	K-Z1-EDU-3-21
	総合的な学習の時間・特別活動論	2	K-Z1-EDU-3-22
	教育の方法と技術 (ICT活用含む)	2	K-Z1-EDU-3-23
	生徒・進路指導論	2	K-Z1-EDU-2-24
	教育相談	2	K-Z1-EDU-3-25
教育実践に関する科目	教育実習指導Ⅰ	1	K-Z1-EDU-4-31
	教育実習指導ⅡA	4	K-Z1-EDU-4-32
	教育実習指導ⅡB	2	K-Z1-EDU-4-33
	教職実践演習(中・高)	2	K-Z1-EDU-4-34
その他	介護等体験	2	K-Z1-EDU-3-41

編集発行 京都市下京区七条通大宮大工町125-1(大宮学舎)
京都市伏見区深草塚本町67(深草学舎)

龍谷大学 Campus HUB (大宮)

TEL 075(343)3317(大宮)

075(645)7893(深草)

2026.4 (株)言行堂印刷

www.ryukoku.ac.jp/faculty/kyoshoku/

www.let.ryukoku.ac.jp/

www.let.ryukoku.ac.jp/graduate/

www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/practical_shin/